

令和4年度

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

開会：令和5年9月12日

閉会：令和5年9月14日

福岡県東峰村議会

令和4年度東峰村議会決算審査特別委員会

招集年月日 令和5年9月12日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 令和5年9月12日 9時30分
委員長 黒川 隆康
閉会日時及び宣告 令和5年9月14日 10時10分
委員長 黒川 隆康

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	和田 将幸	○	2番	樋口 朗	○
3番	佐々木 孝	○	4番	高倉 美紀恵	○
5番	梶原 伯夫	○	6番	高橋 弘展	○
7番	大蔵 久徳	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	黒川 隆康	○	10番	伊藤 均	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	眞田 秀樹	副村長	菅 義範
教育長	縄田 淳一		
総務企画課長	城 辰也	ふるさと推進課長	岩橋 俊典
農林建設課長	白井 耕平	災害対策室長	前田 光輝
住民福祉課長	樋口 修一	教育課長	國松 直美
総務企画課長補佐	矢野 正己	総務企画課係長	泉 健人
総務企画課係長	熊谷 貴範	総務企画課主任主事	福島 彰隆
ふるさと推進課長補佐	和田 勲	ふるさと推進課係長	井上 大祐
ふるさと推進課係長	岩下 玲礼	ふるさと推進課主査	池田 啓讓
ふるさと推進課主任主事	室井 佑介	ふるさと推進課主査	室井 英信
農林建設課長補佐	眞田 しのぶ	農林建設課係長	阿波 正治
農林建設課係長	杉野 秀行	農林建設課係長	金光 健二
住民福祉課長補佐	梶原 孝司	住民福祉課係長	古賀 英彦
住民福祉課係長	井手 絵美	住民福祉課係長	森山 敦史
住民福祉課保健主査	井上 美由紀		
指導主事(参事)	山田 泰生	教育課係長	和田 貴弘
教育課主任主事	内野 嗣昭	教育課主査	室井 紀代子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	坂本 浩志		

村長提出議案の題目

認定第 1号	令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2号	令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3号	令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4号	令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議事日程

委員長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員

会議録署名議員は東峰村議会委員会条例第29条第1項による。

9番 黒川隆康議員

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和5年9月12日

(第 1 日)

東 峰 村 議 会

令和4年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和5年9月12日開議

開会宣言

議事日程の報告

日程第 1 議席番号の指定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 認定第 1号 令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 認定第 2号 令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 3号 令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 認定第 4号 令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会	
委 員 長	<p>決算審査特別委員会の委員長にご推薦いただきました黒川です。</p> <p>本委員会に付託を受けました案件は、重要な案件でございます。皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今の出席委員数は、10名です。</p> <p>なお、梶原委員におきましては、監査委員でありますので、本来であれば本委員会への出席を要しませんが、従来より本委員会は全員で構成することといたしておりますので、最後までよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、定足数に達していますので、ただ今から決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委 員 長	本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委 員 長	<p>日程第1 議席番号の指定を行います。</p> <p>議席番号は、本会議の議席番号とします。</p>
日程第2	
委 員 長	<p>会期の決定を議題とします。</p> <p>本決算審査特別委員会は、本日12日から14日までとしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委 員 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本特別委員会の会期は、本日12日から14日までとすることに決定しました。</p>
日程第3	
委 員 長	<p>日程第3 認定第1号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第4 認定第2号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第5 認定第3号「令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」</p> <p>日程第6 認定第4号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を、一括して議題とします。</p> <p>本日は、決算審査報告のため本田代表監査委員に出席をいただいておりますので、令和4年度東峰村一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査の報告をお願いします。</p> <p>それでは、本田代表監査委員さん、よろしくお願いいたします。</p>
代表監査委員	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>ただ今、ご紹介をいただきました監査委員の本田でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>議員各位及び執行部の皆様には、日頃から本村発展のためご尽力をいただき、一村民としてお礼を申し上げる次第でございます。</p> <p>本日は、令和4年度の決算審査特別委員会ということで、将来を見据えた審議になるよう重ねてお願い申し上げます。</p> <p>それでは、ただ今から令和4年度一般会計・特別会計の決算報告をいたします。</p> <p>お手元に、東峰村一般会計及び特別会計の決算並びに基金運用状況審査意見書を配布されていると思います。これに基づきまして、説明を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、1ページをお開きください。</p>

審査についてでございます。

審査対象につきましては、令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算、令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、証書類及び歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書を審査対象として行っております。

決算書の調整及び提出期日につきましては、法定内の期限内に提出されておることを認めております。

審査期間につきましては、令和5年8月22日、23日の2日間で行っております。

この審査にあたっては、次の項目を重点に行いました。

まず一つ目は、歳入歳出決算額は証憑書類と一致しているか、次に、決算書その他の付属書類の係数は正確であるか、支出済額は証憑書類と一致しているか、会計年度独立の原則は守られているか、会計間の独立は侵されていないか、違法または不当な支出はないか、事務の合理化、経費の節減に努力しているか、予算の流用は適正に処理されているか、財産管理は適切に行われているか、財政運営は健全かつ適正になされているか、以上の項目を審査しました。

審査結果並びに決算の概要につきましては、2ページ以降に記載をされているところでございます。これについても一読願いたいと思います。

決算審査の内容につきましては、32ページにむすびとして総括まとめをしておりますので、朗読します。

令和4年度の一般会計及び特別会計（簡易水道・国民健康保険・後期高齢者医療）歳入歳出決算の4会計並びに基金の運用状況の審査に付された決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、係数に誤りもなく正確であると認めるものである。

また、財政も健全に運営されていて、財源の確保、健全な財政運営を図り、財政収支の均衡保持に努められた結果であります。

日本経済は、コロナ禍から経済社会活動の正常化が進み、インバウンド需要の回復、コロナ後を見据えた設備の成長投資や更新投資など穏やかに回復している。一方で、世界的な物価高騰とそれに対応する各国金融引き締めによる海外景気の下振れリスク、金融資本市場の変動が日本経済に与える影響に十分注意をする必要がある。

こうした経済環境の下、政府は、足下の物価高や世界経済の減速等による日本経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と配分の好循環の実現に向けて、国内投資の拡大や研究開発の促進による生産性の向上とともに、コストの適切な価格転嫁・マークアップの確保による賃上げを車の両輪として、一体的に進めるとした。

このような状況下で、村においては、平成29年の九州北部豪雨災害から、令和3年梅雨前線豪雨による災害の復旧・復興が進み、一定の進捗が図られてきたところであるが、令和5年7月豪雨により、村内において再び甚大な災害が発生した。村民の安全確保を最優先に、早期の災害復旧・復興を願うものであります。

このように昨今では、異常気象により災害の頻発化、激甚化など、災害がいつ、どこで起きるか予期できない状況であり、今後も将来に向かって健全、堅実な行財政運営を行う必要があります。

特に、村税等の自主財源確保に努め、総合計画の長期展望の村づくりと総合戦略等の各種計画のもと、成果、効果を検証し、次世代に受け継いでいける行財政運営の効率化に取り組んでいただき、産業の振興や人口減少対策、子育て支援、高齢者福祉の向上と、更なる村勢の発展に寄与されるよう一層のご尽力を望むものです。

	以上、監査の報告とさせていただきます。ありがとうございました。
委員長	ただ今、決算審査等の報告が終わりました。 ここで、本田代表監査委員には退席させていただきます。お疲れ様でございました。 (本田代表監査委員 退席)
委員長	次に、各課長から補足説明を求めます。 令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算について、令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての補足説明を求めます。 総務企画課長
総務企画課長	<p>成果説明書でございますね。決算の説明会の折にご質問いただいていた件につきまして、説明させていただきます。</p> <p>成果説明書の19ページをお開きください。</p> <p>一番左上でございます。公有建物災害共済基金の3,470万3,135円の内訳ということで、この前ご質問いただいております、皆様のお手元のほうにですね、17款4項雑入というA4の1枚物でお配りしておりました。これによりましてですね、説明をさせていただきます。</p> <p>まず、平成29年分の災害分の共済金ということで、弓道場につきまして1,352万4千円、ケーブルテレビ線路等につきまして109万7,800円、延田団地につきまして432万7,335円、猿喰第2団地につきまして1,559万円、小石原基幹集落センター屋根4万8千円、消防団鶴班格納庫11万6千円ということで、これらにつきましてですね、3,470万3,135円となっております。</p> <p>続きまして、2点目でございます。</p> <p>成果説明書の23ページをお開き願いますでしょうか。</p> <p>2款1項5目の災害伝承館整備計画策定業務委託につきましてですね、これにつきましてはですね、皆様のほうに実績計画書の出来上がったもの、成果品をお渡ししておりますので、お目通しをいただければと思っております。</p> <p>続きまして、成果説明書28ページでございます。</p> <p>2款1項28目まち・ひと・しごと創生事業費でございます。</p> <p>これにつきましてはですね、まず一つですね、考え方を知らせてくれというようなことですね、まとめさせていただいております。</p> <p>これにつきましてはですね、令和4年度の総合戦略実施計画を作成するためのサポート業務として予算計上しております。総合戦略を円滑に遂行するため、予算として計上していたところでございます。</p> <p>これについて、官民連携に関してですね、総合戦略事業を計画するためにですね、民間の視点から見た村の課題や強みを明らかにするために、実施することにした事業となります。</p> <p>村のほうでですね、これにつきまして、同じ目的を持った事業であると判断したため、サポート業務の予算をですね、節内流用した形でですね、官民連携事業として予算を執行させていただいております。</p> <p>その成果としましてですね、2点、立命館アジア太平洋大学、筑紫女学園大学との連携ということで、皆様のお手元のほうにですね、そういった実績等を2件お配りしております。</p> <p>そういったことによりまして、若い視点から見た東峰村というところを上げていただいておりますので、今後また計画策定するにあたり、参考にさせていただければと思っております。以上でございます。</p>

委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>総務企画課と同じくですね、先の合同常任委員会の決算説明の折にですね、資料並びに回答の要請がございましたので、そちらのほうを資料としてお配りしております。</p> <p>左肩にですね、住民福祉課分というのがあると思います。合同常任委員会決算説明の資料及び回答、住民福祉課という資料でお願いします。</p> <p>その決算説明時にですね、約11項目の資料の提出並びに回答がございました。</p> <p>1番目から成果説明書の10ページ、村民税並びに固定資産税、軽自動車税の令和3年それから令和4年の件数、それから税額の比較ということで、資料の1のほうに、そちらのほうを上げさせていただいております。右肩に資料1というのが書いてある分ですね、そちらのほうに村民税並びに固定資産税、軽自動車税の、令和4年、令和3年の調定の件数、それから税額、収入の件数、それから税額、不納欠損額、等々を書いておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。</p> <p>続きまして、障害者福祉の内容の実績ということで、令和3年度それから令和4年度分ということで、成果説明書の35ページをお願いします。</p> <p>3款1項7目の中の令和3年と令和4年の比較ということで、こちらも資料の2ということで右肩に付いておりますが、令和4年の各障害者の種類ですね、1から15までございます。それから、その右側に令和3年度の実績、等々書いておりますので、比較として資料を提出させていただきます。</p> <p>続いて、3番目としまして、国保税の事業並びに後期高齢者医療事業の保険税の件数並びに収入額の、こちらも令和3年と令和4年の比較をということで、成果説明書の72ページ並びに78ページになりますが、その資料といたしまして、資料の3になります。赤書きのカッコ書きでございます。そちらのほうをご参考いただきたいと思います。</p> <p>それから4番目、後期高齢者医療費の保険税の普通徴収並びに特別徴収の内訳ということで、成果説明書の78ページになりますが、そちらのほうの特別徴収並びに普通徴収の内訳を資料の4、件数、調定額、件数、それから収入額、次年度繰越額等で記載させていただいております。</p> <p>それから5番目、成果説明書の36ページをお願いします。</p> <p>3款1項13目買い物支援対策費ということで、買い物支援業務の委託の実績、月別ということでの資料の提出ということで、資料の5になります。令和3年、4年の実績を上げさせていただいております。</p> <p>それから、その後が、月ベースの各地区の内訳を上げております。ご参考にしていただきたいと思います。</p> <p>それから6番目、成果説明書の36ページの3款2項1目児童福祉費の中で、こども医療費の分でございますが、村単独分196万6,980円は、どちらの分で、対象者は何人かということでしたので、こちらのほうは村単独分、中学生の医療費分でございます。対象者が46名でございます。</p> <p>それから7番目、成果説明書の42ページ、4款1項5目小石原診療所費で、その中に返還金がございます。なぜ、返還金が発生するのかということで、へき地の医療施設等の運営費補助につきましてはですね、前年の実績により概算払いされます。その分が現年に入ってきてまして、精算につきましてはですね、診療費の稼働日数等を計算しまして、翌年に精算されるようになっておりますので、返還金が発生しております。資料としましては、右カッコの資料の6というところですね、右側でございます。右から2番目ですね、概算払いで受け取った額1,242万6千円。</p> <p>そして、左側に2つ、1,025万8千円が県の所要額ということで、その分差し</p>

	<p>引きの205万1千円が、いくなれば多く貰いすぎているので、返還ということになります。</p> <p>続いて8番目、成果説明書の73ページ、10款1項1目未就学児均等割保険料負担金繰入金の対象者数はということで、22名でございます。</p> <p>それから9番目、つづみの里販売所の被災により、移動販売の回数が増やせないかということでございましたが、委託先ですね、株式会社ふるさと村のほうのお話としましては、火曜日を除いてですね、8時から18時まで目いっぱい計画的に移動販売を行っている状況でございますので、今の段階ではですね、回数を増やすことは困難であるという回答でございます。</p> <p>それから10番目、成果説明書28ページ、2款1項28目ウォーキングマイレージの計測ステーションシステム使用料について、各箇所の利用実績をということでございます。金額で105万6千円の方でございます。</p> <p>こちらのほうがですね、ちょっと書き方もありますけれども、8IDというのがあると思いますが、こちらのほうは、場所が、たまたまステーションがあるのが8カ所あるんですけども、それではなくてですね、全村民の800人分のIDライセンス使用料、1IDが100名単位になっておりますので、そちらの使用料ということになります。</p> <p>各箇所の通信料としましては、28ページの成果説明書の1に、2款1項28目の下から3番目の2万5,880円ほどかかっているというところでございます。</p> <p>資料の7になりますが、7に出しておりますので、8カ所分の読み取り回数の集計を出させていただいております。</p> <p>すみません。喜楽来館の「喜」が間違っております。申し訳ございません。</p> <p>そちらのほう資料の7になりますので、ご参考にさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから最後になりますが、11番目で、成果説明書の43ページ、4款1項9目ケーブルテレビの番組制作委託料についての1回分の放送の資料ということで、東峰ウォーカーについてということで、資料の8に上げさせていただいております。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ふるさと推進課長</p>
<p>ふるさと推進課長</p>	<p>ふるさと推進課からはですね、先の合同常任委員会のほうで資料のほうを求められておりましたので、そちらについて、ご説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>ふるさと推進課が事前に資料の1から6までお配りしていると思っております。そちらのほうでよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>まず、資料1・2ですね、こちら成果説明書で言いますと、27ページ、2款1項26目地域おこし支援事業の件ですけども。</p> <p>こちら資料1のほうは、地域おこし協力隊についての任期と内容等ということでしたので、そちらのほうの資料。</p> <p>それから、資料2におきましては、地域おこし協力隊の借家のほうを村のほう借りておりますけど、そちらの内容というところで提出をさせていただいているところです。</p> <p>それから資料3のほうですね、こちらが成果説明書48ページのほうになります。7款1項1目商工振興費の中で商工観光補助金についてというところで、3件ほどお問い合わせをされております。</p> <p>スキルアップ支援事業についての分が2件、それから、雇用創出補助金のほうが3名分ですね、それから、弟子入り支援事業6名分というところで、これに係る資料のほうを付けさせていただいておりますので、ご確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>続きまして、資料の4になりますけれども、こちら成果説明書の49ページで、7</p>

	<p>款2項1目観光事業費のほうになりますけど、観光プロモーション事業の分で2件、道の駅の分と陶の里利用組合の分の内容をというところでございましたので、こちらの2件分について、来場者数、補助金額等のほうの資料を提出させていただいております。</p> <p>それから資料5ですね、移住関係等、PR事業等につきましてですけども、こちら3点。</p> <p>まず1点が、移住コーディネーター業務委託ですけど、これは成果説明書の28ページ、2款1項29目移住定住対策事業の分になりますけども、相談件数というところで、過去4年分の件数を上げさせていただいております。</p> <p>それから成果説明書の49ページ、7款2項1目観光事業費の中でふるさとWishの業務委託についてというところで、目的等を聞かれています。</p> <p>北部豪雨等ですね、復旧・復興のPRがタイミング的ですね、このふるさとWishの分と合致したというところで、前回に行いましたというところです。ちょっとこちらは内容を見ていただきたいと思います。</p> <p>それともう1点、成果説明書の29ページ、2款1項32目地方創生臨時交付金の中で、ナンバーの18ですね、ホームページの改修の関係がございました。こちらの選定の経過というか、経緯というところで質問をいただいておりますので、そちらのほうの回答を載せさせていただいております。</p> <p>それから資料6、最後になりますけども、こちらは成果説明書の50ページ、7款2項6目美しい村づくり事業の中で、労務班ですね、作業内容が分かるものということで、場所等をですね、作業しているのかというところをお尋ねになられておりましたので、そちらのついでの内訳、一覧表等を付けさせていただいております。</p> <p>ふるさと推進課からは、以上になります。</p>
<p>委員長</p>	<p>教育課長</p>
<p>教育課長</p>	<p>教育課からは4つの項目について、資料の提出を求められております。</p> <p>まず、令和4年学校運営委員会実施状況の協議内容ということで、A4の資料のほうにあります。</p> <p>決算の概要の57ページをお願いいたします。</p> <p>57ページ、10款1項8目小中一貫教育推進費でございます。こちらの学校運営協議会委員会でございますが、こちらにつきまして、資料のほうに第1回から第3回、実施しました内容を載せております。</p> <p>掲載内容としましては、各実施日、それから委員の内訳、出席者数、それから、協議内容となっております。</p> <p>それから、続きまして10款1項9目の地域学校協働活動本部事業費の内訳ということで、同じ資料の内容になりますが、事業費の内訳として、地域学校協働活動本部事業費の事業の目的と学校の働き方を踏まえた活動、それから、学習支援活動及び体験活動ということで、分けて記載しております。</p> <p>そちらに各事業の概要、それから内容について掲載をしまして、それぞれの、主に人件費でございますが、計上しております。</p> <p>学校の働き方を踏まえた活動としましては、主に学園のほうで実施をさせていただいている内容でございます。農業体験から子どもの見守り、学校環境活動、部活動支援、地域スポーツ支援、読み聞かせ等になっております。こちらにつきましては、合計で68万160円となっております。</p> <p>それから、学習支援活動及び体験活動といたしまして、スポーツ少年団の活動の支援としまして指導者の謝金、少年野球、ミニバスケット、フットサル、少年剣道となっております。</p>

	<p>すみません。途中で字が切れておりまして申し訳ありません。アフタースクールプラスでございます。そのように修正をお願いいたします。申し訳ありません。</p> <p>中学3年生の高校受験に向けた学習支援ということで、講師への謝金を計上しております。こちらにつきまして、学習支援活動及び体験活動として、合計で77万7,650円となっております。合計で、事業費全体で145万7,810円となります。</p> <p>続きまして、令和4年公民館図書貸し出し状況としまして、その次のページになります。決算概要の54ページでございます。</p> <p>10款4項2目公民館費でございます。こちらの図書購入費に関連しまして、年間の、令和4年度の図書貸し出し状況について資料の提出を求められておりましたので、小石原図書それから宝珠山図書、美星保育所、小石原保育園ということで、それぞれに内訳を、貸し出し冊数を計上しておりまして、合計を一番下の欄に書いております。</p> <p>それから、成果説明書の61ページをお願いいたします。</p> <p>10款6項2目文化財事業費でございます。こちらの文化財の普及活用としての保存整備事業等で、上から2番目の天然記念物保存活用計画策定支援委託料としまして、こちらの報告書を作成しておりましたので、その保存活用計画書の提出を求められておりました。お手元に、その活用計画書をお配りしておりますので、ご一読いただきたいと思っております。</p> <p>教育課からの説明は、以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>農林建設課長</p>
<p>農林建設課長</p>	<p>令和4年度の決算説明会でご確認のございました件についてですね、一覧表と、あと関係する報告書等を付けさせていただいております。</p> <p>まずですね、成果説明書のほうの13ページでございます。</p> <p>10款1項1目の総務使用料の中で、公営住宅の分がありますが、公営住宅の住宅使用料の中の滞納件数と金額の内訳ということでございました。</p> <p>その部分としましては、令和4年度で13件の45万7千円の金額になってございます。</p> <p>過年度分としましては、56件の295万223円となっているところでございます。</p> <p>続きまして、成果説明書の51ページをお開きください。</p> <p>こちらの8款1項1目土木総務費、その小規模治山事業補助金の申請件数と金額について、ということのご確認でございました。</p> <p>4年度ですね、小規模治山が640万3千円となっておりますが、その中の内訳としましては、全部で5件ございます。</p> <p>1つ目が、大字小石原の鼓地区のところですね、土留擁壁というものの施工ということで225万円、それから、大字宝珠山地区で、法面の保護工ということで165万、それから、大字宝珠山地区で住宅の近くの石積み工の修復ということで37万1千円、それから、大字宝珠山のところで、法面保護工ということで206万2千円、それから、大字福井地区で、石垣の復旧ということで、7万円といった内訳になってございます。</p> <p>引き続きまして、成果説明書の51ページの8款1項1目、同じ土木総務費ですが、里山生活空間保全地域防災事業補助金の申請件数と金額についてのご確認がございました。</p> <p>令和4年度ではですね、4件ございまして、その78万7千円の内訳としまして、小石原鼓地区で支障木の伐採費として11万1千円、それから、大字宝珠山地区で、同じく支障木伐採ということで13万円、それから、大字小石原地区で、同じく支障</p>

	<p>木伐採ということで20万5千円、それから、大字宝珠山地区の支障木伐採で34万1千円といった内訳になってございます。</p> <p>続きまして、成果説明書の54ページをお願いいたします。</p> <p>8款4項1目の住宅費でございますが、その中の村営住宅長寿命化計画更新業務委託ということでございまして、こちらについては、計画書の提出を求められておりましたので、計画書を付けさせていただいております。</p> <p>こちらにつきましては、令和5年度から令和14年度までの10年間の住宅の長寿命化計画を策定してございます。</p> <p>中身につきましては、この報告書の中ですね、24ページに選定フローといったものがありまして、公営住宅等の長寿命化計画策定指針というものが出ております。これに基づきまして、今、村内にあります住宅、さらに、今後必要となる住宅等ですね、ものを整理させていただいております、最終的にはですね、この報告書の37ページでございますけれども、計画的にどのようなことを各住宅やっていくのかといった、事業計画をまとめたものになってございます。</p> <p>続きまして、同じく54ページの8款4項2目住宅建設事業費、公営住宅PFI導入可能性調査業務、こちらにつきましても報告書の提出を求められておりましたものですから、こちら報告書を付けさせていただいております。</p> <p>この報告書につきましては、先ほど申しました長寿命化計画の中にございます、新規建設の住宅の中ですね、今、小松団地周辺のところで新しい住宅を建設するようなことを考えてございます。</p> <p>その住宅を建設するとしたときに、この建設を、例えばPFIで実施したときに、どうなるのかというような形で、可能性の調査をやってございます。</p> <p>制度的には、この報告書の結果としまして、制度的にはですね、PFIの事業も費用対効果という意味では、事業化は可能かなということはございますが、実際、この実施にあたっては、例えば、村内の業者様と一緒に住宅を建てるとか、そのようなことを実施するにあたってはですね、まだ、企業ヒアリングと言いますか、民間ヒアリングと、そのようなものやってですね、実際に実施できるかどうかといったところの検討が必要だという、まとめになっているという形でございます。</p> <p>ですから、制度上はそういう従来方法でやることとPFI方法でやることに関して、PFIにも一定のその費用面の関係でいけば、効果はあるのではなかろうかということではございますが、ただ、実際の建設にあたっては、そういうまた聞き取り、そういったものでの実現性を調査する必要があるという、まとめになっている報告書になってございます。</p> <p>続きまして、成果説明書の65ページでございます。</p> <p>簡易水道の特別会計の部分ですね、1款1項1目の使用料でございます。そのこの過年度使用料の各浄水場の過年度使用料の内訳についてということで、ご確認がございました。</p> <p>過年度使用料がすべてで17万6,308円となっておりますが、こちらの内訳としまして、小石原浄水場が8万4,465円、鼓浄水場につきましては0円です。千代丸浄水場につきましては9万2,203円、竹浄水場につきましては2,640円という内訳になってございます。</p> <p>農林建設課からは、以上になります。</p>
委員長	以上をもちまして、全課の補足説明を終了いたしました。
散会	
委員長	<p>これもちまして、本日の審査は終了いたします。</p> <p>明日13日は、午前9時30分から再開します。</p>

	本日は、これにて散会します。
--	----------------

(10時19分)

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和5年9月13日

(第 2 日)

東 峰 村 議 会

令和4年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和5年9月13日開議

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第 1号 令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会	
委員 長	<p>おはようございます。 ただ今の出席委員数は、10名です。 定足数に達していますので、決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1	
委員 長	<p>日程第1 認定第1号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 質疑を行います。 課ごとに質疑を行いたいと思います。 なお、最終日の総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。 また、各課における答弁で回答が得られていない件については除きますので、特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたします。 最初に、総務企画課、議会関係の質疑を行います。 歳入に関する質疑につきましては、それぞれ所管の歳入費目についてとします。 歳出については、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 質問者は、最初にページを指定して、質疑を行っていただきたいと思います。 なお、質疑については、簡潔明瞭にお願いします。 質疑のある方は、挙手をお願いします。 3番 佐々木委員</p>
3 番	<p>決算書の29ページ、2款1項7目村づくり基金事業費についてです。2点質問いたします。</p> <p>1点目は、まず、村づくり基金が当初予算700万というふうに予定をされておるようですけれども、実質不用額が500万という、かなり大きな金額になっております。</p> <p>いろいろな地区、いろいろな方たちがこれを利用するというので、大目に作っているんだろうとは思いますが、少し多いのかなというのが1点です。</p> <p>もう1点は、この使い方なんですけれども、成果説明書の一番最後に昨年度の実績を載せていただいておりますけれども、これが同じ内容で、何回か使えるのかどうか。</p> <p>例えば、東福井地区が防災グッズを使っていますよね。これが1回に1つつ用意したところなんです、家族の多いところなんかは、もう1つ欲しいとかいうようなこともあるかもしれません。</p> <p>もし2年続けて同じような内容で申請した場合、どうなのかということをお尋ねいたします。</p>
委員 長	総務企画課長
総務企画課長	<p>まず、1点目でございます。</p> <p>予算700万に対して、実質が154万4千円ということで、かなり多いんじゃないかということでございますが。</p> <p>なかなかその先をですね、見据える部分が難しゅうございまして、ある程度の予算は確保しておったところでございます。</p> <p>次年度以降もですね、そういった流れを見て適当な予算組みをですね、心がけたいと思っております。</p> <p>そして、2点目でございます。</p> <p>同じ内容でということでございますが、年間ですね、その上限額、各1団体がですね、20万と30万とございますので、その額内であればですね、その地区で話し合</p>

	って合意形成が得られれば、そういったことでの追加なり、そういったことも可能かと思えますけども、あくまでもその上限額は、以内でということで対応させていただいております。
委員長 6番	6番 高橋委員 関連質問です。 成果説明書の81ページの地域協働村づくり事業実績の、1番で街路灯取り替えという事業名で入っておりますけれども、この事業自体がどういったものなのかというのをもう少し説明いただきたいのと、街路灯のこの取り替えというので、この地域協働を使われたのが初めてではないかなというふうに認識しているんですけども、なぜ、地域協働でこれが使えるようになったのか。今後もあらゆる地域で管理している街路灯の取り替え等が、この補助金を使えるのかどうかも含めてお尋ねいたします。
委員長	福島主任主事
総務企画課主任主事	まずこちら、1番の街路灯取り替えの事業内容につきましては、村管理の防犯灯ではなく、あくまで地区が付けた防犯灯に関しまして、そちらの分の取り替えを行った事業でございます。 こちらに関して、今後におきましても、地区内で予算を確保できないであったり、地区での管理、新設だったり取り替えに関しましては、同じようにですね、申請いただければ対応させていただくところでございます。以上です。
委員長 6番	6番 高橋委員 確認のためですけども、この取り替えというのは、電球からLEDに替えたとか、蛍光灯からとかいう、そういう意味合いでしょうか。
委員長	福島主任主事
総務企画課主任主事	議員さんおっしゃるとおり、電球からLEDのものに取り替えた事業でございます。以上です。
委員長 7番	7番 大蔵委員 関連です。 この地域協働の村づくり基金、非常に良い制度だと私は思っております。 使っている地区がどのくらいあるかということ8地区とか、その前を見ると6地区ぐらい。 せっかくこういう良い制度があるならですね、地域のほうに働きかけて、地区担当職員もおりますのでですね、ここにはこういったことが使える可能性がありますので、使いませんかみたいな、そういった提案等々はできないのか、お聞きします。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	この事業に関しましてはですね、第1回の区長会で各区長さんにはですね、こういった制度がございますというご案内をさせていただいておりますし、先ほど議員さんおっしゃられたように、やっぱり地区担当職員もですね、そういったちょっとした声を受けてですね、この申請をするような方向で、今後も実施してまいりたいと思っております。
委員長 7番	7番 大蔵委員 先ほど佐々木議員が防災力のことを言われていました。 どこかが、そういったことが通ったなら、同じものを要望するときは審査が簡単に終わるとかですね、手続き上、ここが通っているから、今度は名前だけでいいぞとか、そういったことができればいいかなと思いますが、いかがでしょうか。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	やはりですね、村からの補助金でございますので、やはり単価なり中身は同じようにですね、精査させていただければと思っております。

委員 長	2番 樋口委員
2 番	<p>成果説明書をお願いします。</p> <p>23ページ、一番下のほうで、2款1項5目財産管理費、この中に工事請負費、宝珠山駐在所敷地造成工事1,270万200円が載っております。</p> <p>これがもう既にですね、工事が終わって、私たちも新しい駐在所ができるのを待ち望むわけなんですけども。</p> <p>これは県がするということ聞いておりますが、どのような経過を経てですね、今後建設に向けていくのか、分かっている範囲でいいですので、ご説明をお願いします。</p> <p>そしてまた、もし可能性があるですね、年度等が分かれば、今の範囲で結構ですからですね、教えていただきたいと思っております。</p>
委員 長	総務企画課長
総務企画課長	<p>この宝珠山駐在所につきましては、県のほうが今年度建築の予算を確保できたということで、返事をいただいております。</p> <p>ただ今、その土地の貸し借り等ですね、契約を締結しておるところでございますので、あとは県の進捗状況ではございましょうが、早ければ今年度中にも完成の見込みになるかと思っております。</p>
委員 長	8番 佐々木委員
8 番	<p>議会関係についてお尋ねします。</p> <p>これは、村長にお尋ねします。</p> <p>令和3年度に議会の事務局員の委員長、議長のほうにくっ付けたらどうかというようなことの提案、提言をしておりましたが、それに沿ったような村長の答弁でありましたが、この件についてはどのようにになっているのか、お尋ねしたいと思います。</p>
委員 長	村長
村 長	<p>その提案につきましては、実際にいただいて、どういうふうに配置ができるのか、その辺りまではですね、検討はさせていただいたんですけど、ちょっと高さの関係とかございまして、ちょっとまだ進んでないというのが実情でございます。</p> <p>あと、議会の会期中だけでも事務局員をという話もですね、しっかりいただいておりました。</p> <p>ちょっとまだ検討途中でございますので、また改めて進めさせていただきたいというふうに思っております。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>成果説明書で言うと、23ページですね。</p> <p>2款1項5目財産管理費の委託料、災害伝承館整備計画策定業務委託料についてです。徴求資料の中でも基本計画のほうを出していただきました。</p> <p>おおよそ200万というところで数字を上げさせていただくと、ちょっとこの内容を読むかぎり、これで200万なのかという部分をすごく思うんですけど。</p> <p>わずかページ数24ページで、中身もですね、そんなに書かれているかと言うと、今までのことを列挙しているだけなので、どうなのかなと思うんです。業者はどこの業者が対応されたんでしょうか。</p>
委員 長	福島主任主事
総務企画課主任主事	<p>業者に関しましては、株式会社 ST 環境設計研究所のほうで契約を交わしております。以上です。</p>
委員 長	6番 高橋委員
6 番	<p>計画を立てて、結局、結論のところを読んでいくと、現状どおりの方向ということなんで、この計画を立てる必要はそもそもあったのかなと思ったり、そもそも ST</p>

	<p>環境設計さん、結構九大さんと仲良くしてらっしゃったりするので、もう直接三谷先生とお話すれば解決する話だったのかなと思うんですけども。</p> <p>全般的にこの基本計画を立てなければならなかった、作らなければならなかった理由について、今一度お尋ねします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>この災害伝承館につきましては、日田彦山線の沿線の計画の中に当初盛り込まれておりました。</p> <p>ですから、その災害伝承館をどうするんだという位置付けはですね、きちんとやっぱり方向性を示す必要がございましたので、今回この業務委託をさせていただいて、今後の方向性をきちんとした形で示そうということで、今回やらせていただいております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>それに付随することとして、次のページの2款1項6目の企画振興対策費の中にあります、これも委託料です。</p> <p>アクセス道設計業務委託（大行司駅・棚田親水公園駅）、これにつきましても、おそらく日田彦山線の沿線整備計画と言いますか、そこの絡みで、これをやりましたという話は聞いておりましたけれども。</p> <p>この3つとも、どれも計画というか、予算化して委託をしたけれども、どうも実施する方向にはない。棚田親水公園駅に関しては、もう中止というか、決まっておりますので、その計画があって、なぜこういうことが発生しているのか、その大まかな流れについて、今一度説明をお願いいたします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>日田彦山線沿線計画の段階におきましてはですね、ある程度基本的な計画でございます。</p> <p>今回ですね、ここで行っております大行司駅、親水公園アクセス道につきましては、実質的にやれるかというようなですね、そういった調査を含めたところの業務委託でございますので、その辺の差があるかと思っております。以上でございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>それを総合すると、結局沿線の計画を立てて、その後ですかね、ちょっと順序も整理していただきたいですけど、住民の方々を巻き込んでですね、ワークショップをして、じゃあ、あったらいいものみたいな形でされましたけれども。</p> <p>じゃあ、村としては一体何の方向で進んでいるのかというのが一切見えないんですね。計画があったんで、こうやって、こう調べましたけれども、やっぱりちょっとそぐわないでということを繰り返してたら、もう実際何か造る前に、いろんな計画、設計をして、お金を使い果たしてしまうようなイメージしかないですよ。</p> <p>なぜ、この3つは、する方向でやったんじゃないんですか。</p>
委員長	村長
村長	<p>全般的に日田彦の振興計画に係る部分、この3つはですね。</p> <p>駅の周辺整備に関しては、ちょっとふるさと推進課の兼ね合いにはなるんですけど、全体的な部分もございますので、私のほうからお話をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、災害伝承館については、日田彦山線の沿線地域振興計画の中に上がって、その実現をどうするかという部分で、まず、基本計画の検討をしなればいけないということで、令和4年度にですね、業務委託をさせていただいたところでございます。</p> <p>この中で、場所をどうするか、建物をどうするか、中身をどうするか、そういった部分の検討を行ったところでございます。</p>

	<p>また、大行司駅と棚田親水公園駅、これについては、業務の内容としては、現地の測量、それと整備方法の検討ですね、設計まで入っておりません。という業務になっておりました。</p> <p>棚田親水公園駅については、現地の測量を行い、また、その方策、整備方針の検討を行って、試算を行ったところで、昨年からいろいろとやり取りがございましたが、そういう結論に至ったというところでございます。</p> <p>大行司駅につきましても、測量を行いまして、もう使用目的は高齢者の方がバリアフリーをどうするかという目的でございましたので、全体の測量行って、今のところはですね、数種類の方法を検討していて、これについては、できるだけ早く実現に向けての検討ということで、今年3駅の整備計画の中でもですね、それを踏まえて計画を行っているというところで、4年度の実績としてはですね、進めているところでございます。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>先ほどの高橋議員の質問とちょっと関連です。</p> <p>この災害伝承館ですね、この中を見ましたら、新しく宝珠山駅の整備をするときに、併せてそちらのほうに移転をするというような書き方がされておりますが。</p> <p>今、宝珠山駅の整備事業で、委員会がこの前開かれたというふうに聞いております。その中でも検討があっているのか、この伝承館をそちらに移すというのを前提で、駅の計画を立てようとしているのかどうか、ちょっとお聞きします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>先ほど議員さんおっしゃられた、方向性の検討の整理表だと思います。</p> <p>その中でですね、4つの整理をさせていただいております。</p> <p>現在の場所を継続するのか、宝珠山に移転するのか、別の既存施設に移転するのか、新築整備するのかという4点ですね。その中で、それぞれのメリット、デメリットを比較した表でございますので、あくまでも移すのが前提というですね、ではございませんので。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>先ほどの村長の回答の中で、大行司駅の道路ですね、これは実現に向けて進むというように、ちょっと受け取ったんですけども、もう一度回答をお願いしたいと思います。</p>
委員長	村長
村長	<p>実現に向けてという、目的がバリアフリー化、どういう形ですね、高齢者の方、階段を上るのが大変というところをフォローアップできるかというところで、当初の計画については、工事用道路をきれいにして、そこをどうにか地域交通が上がるとか、そういう話の中で進んでいたんですけど、道の関係、整備の関係、道路幅員の関係、JRなのか村道なのか、そういったさまざまな要件を検討した中でですね、道をやるのか違う形で工作物を造るのか、そこを今、検討という形でやっておりますので、バリアフリー化については、ぜひともやり遂げなければいけないというところで、実現という話をしたところでございます。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>別の質問をします。</p> <p>災害伝承館のことが載っておりました。場所についてはですね、ここに書いておおり、現状ということの1つの結論は出ています。</p> <p>私は、災害伝承館、九大の先生方が非常に頑張っておりますね、できたことは本当にありがたいことだと思っております。</p> <p>そして、先日の一般質問の議論の中でもありましたが、やはり災害がもう頻発に起</p>

	<p>きるということがですね、世界的に間違いのないことです。</p> <p>ですから、この災害伝承館というよそにもない施設を、これからもっと発展的にですね、することは、私は必要ではないかなというふうに思います。</p> <p>それは何かというと、今の施設にまたプラスして、住民がどう防災意識を高くしていくかとかですね、あるいは今回起きた7月の豪雨災害があります。それから、東峰村のいろんな地形による特徴の災害があります。</p> <p>そういったことも加味しながらですね、やはり村の人も含めて、いろんな、これからのこの地域でも災害が起きてもおかしくない状態。そういった中で、東峰村の取り組みが先駆的な防災のですね、啓発の拠点、そういったことをこれから啓発していくことについて、非常に発展性があるのではないかなと思いますが、そんなことについて、お考えを聞かせていただきたいと思います。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>私も先ほど議員さんおっしゃられたようにですね、ここの施設につきましては、他にはないような施設でございます。</p> <p>先ほどご提案ありましたように、やっぱり住民の方もここの施設を利用して、どう防災に寄与するか、学べるか、そういった形に、やはり私も持って行くべきだと思っておりますので、今後やっぱりそういった方向の検討をさせていただければと思っております。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>今回ですね、この災害伝承館の策定の結果の資料もいただきました。</p> <p>そして、併せて教育委員会のほうからですね、いわゆる阿蘇4のですね、調査結果の資料をいただきました。これも非常に興味を持ってですね、完全には読みこなしてはいませんが、読ませていただきました。どちらも、やはり今後の展示をどうしていくかということが、やっぱり課題になっております。</p> <p>ですから、教育委員会とも十分話していただいてですね、これからこの2つの災害、こちらはもう9万年前の阿蘇の災害ですけど。そういったのが、どちらもこの村にとってですね、良いようにまうような、協働と言いますか、議論をしていって、深めていったらどうかというふうに思いますので、そちらのところもお考えがあればお願いしたいと思います。</p>
委員長	村長
村長	<p>全体的な部分でございますので、ちょっとお答えと申しますか、考え方ですね。</p> <p>今、議員さんから提案いただきました。元々例えば伝承館があります。今、近くにいぶき館ですね、炭鉱の歴史を伝える歴史の資料館と言いますか、いぶき館がございます。</p> <p>今、人が多いときには一緒に連携をしながら、時間を交代して繋いだりとかいう形をやったりしております。</p> <p>ですので、1つは炭鉱の歴史を伝えるいぶき館、また、阿蘇4の歴史を伝える資料館、災害伝承館、その3つ、それぞれ一つ一つのコンテンツは十分魅力のあるものでございますが、一つ一つがそれぞれの施設で遠いところにあたりすると、ものすごく使い勝手と言いますかですね、そういった部分もございますので、できるだけ近いほうが良いということは考えておりますので、そういった部分も含めて、この3つの計画については、連携が取れるような形でですね、整備のほうはしっかり考えていきたいというふうには思っております。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>先ほどから出ています災害伝承館の移転整備の方針の中で、現在の場所を継続するというので、その中に展示コーナーの更新とか階段、手すり、土足禁止を廃止する</p>

	<p>とか、そういうふうな項目が上がっています。</p> <p>この中にトイレの更新が書いてないんですね。だから、おトイレをやっぱり、あそこを上って行くときに、本当に急な階段を靴を履きかえて上って行って、また、トイレを使おうと思ったら和式であったり、とても利用に難しいと思いますので、この中に、継続の場合の中にトイレの更新とかは入れられるものでしょうか。</p> <p>トイレの整備、使いやすい、行きやすい、そういうところでないとかの方が、村の方もたぶんあそこ、あんまり行ってないかもしれないと思っていますので、ぜひ、今回もまた災害がありまして、ああいうものが活かされていく、そういうことでないとか意味がないと思いますが、やっぱりきれいに整ってないと、なかなか利用はできないなと思っていますので、この中に含まれるものかどうか、お尋ねいたします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>そういったバリアフリー化というのは、必ずどの施設も今後必要になってまいると思います。</p> <p>実際、この場所を具体的に進めるのであればですね、そういったところも含めたところの検討はですね、ぜひ、させていただければと思っております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>成果説明書の28ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項28目まち・ひと・しごと創生事業費の官民連携事業についてです。</p> <p>合同常任委員会からもこの件は言っていましたし、令和5年の予算のときにもこの件は申し上げさせていただきました。</p> <p>昨日の補足説明の際にお聞きした内容で、官民連携事業を行うっていう筋道は分かったんですけども、そもそもの決算を見るにあたってですね、この決算書のほうには、この記載が載っている総合戦略実施計画作成サポート業務で立てられていたと思うんですね。</p> <p>そのときに、これ令和4年度で初めて始まった事業じゃなくて、もうかなり続いてきたと思うんですよ。これまでも、なぜ委託するのかという、私もこれ質問してたんですけども。</p> <p>要は、この総合戦略の推進交付金であったり、国の補助金を獲得する際に、申請する際に、やはりなかなか行政の力では足り得ないような資料等の作成が必要だから、この100万を組ませていただきたいと。その中で推進交付金を申請する際に、これを使って申請をしていきたいと思うという話で聞いていたんですね。</p> <p>となると、ちょっと昨日の説明ではつじつまが合わないんですよ。</p> <p>じゃあ、なんでそう使うと言っていたのが、突然総合戦略を円滑に進めるためについていう話で、推進交付金を得るために用意していた予算じゃないんですかということ、そこの経緯上のちょっと齟齬というか、なぜその考え方が変わっているのかについて、お尋ねします。</p>
委員長	泉係長
総務企画課係長	<p>総合戦略とですね、計画作成サポート業務の予算ということですけど。</p> <p>これですね、令和4年度予算で取っていたんですけども、この官民連携事業を考えるうえで、総合戦略をですね、どのようにうまく進めていくか。そういうことのために使う予算だということですね、広義に検討したところ、同じような目的になるのではないかと村のほうで判断をいたしまして、こちらのほうのですね、官民連携事業を行うことによって、総合戦略を円滑に進めていく、計画を立てることを目的とした事業ということで、この官民連携事業で支出をさせていただいております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	なぜ、これ、ずっとくどくど私も質問させていただくかと言いますと、やっぱり予

	<p>算を立てるとき、計上されて、審議して、可決していくという、この流れの中で、やはり当初言っていたことであつたり、継続してやってきたことというのが、突如何も知らされずに新しい事業に変わっているということであつては、予算を計上する意味って一体どこにあるんでしょうか、予算を説明する意味っていうのがどこにあるんでしょうか、という立ち位置でお尋ねしてまいりました。</p> <p>その中で、やはりちょっと今の質問では苦しいのかなと。</p> <p>じゃあ、そうなったのであれば、なぜ途中で議会であつたり常任委員会であつたり、そういったところで説明がなかったのかなと。</p> <p>じゃあ、これを許してしまうと、じゃあ、予算計上したら節内流用で、新しい科目で、その中で流用してもいいという話になりますよね。</p> <p>その観点から、じゃあ、村長にお尋ねします。</p> <p>なぜ、この事業の変更というのを承認されたのか、お尋ねします。</p>
委員長	村長
村長	<p>この質問をいただいた中で、自分ずっと職員で関わってきたわけではございますが、この地方創生の事業、これの実現、進めていくためのですね、事業を行うというふうに、自分も解釈をしていたところがありました。</p> <p>この総合戦略実施計画作成サポート業務という名称でございますが、これはもう自分が、誠に申し訳ないというか、推進計画等を作成するために外部に委託する費用という形で、自分が認識をはっきりしてない部分がございます、地方創生のまち・ひと・しごと総合戦略の戦略を実現するためにどう活かしていくかという部分で、費用が定められているというところで、ちょっと勘違いと言ったら申し訳ないんですけど、そういったところがありましたので、自分のほうでこの事業を取っ掛かりとしてですね、官民連携と申しますか、官民協働事業ですね、を行うという形で進めさせていただいたものでございます。</p> <p>本来であれば、きっちりそういった形で、官民協働事業の実施のためという形で予算を組むべきものであったということで、今年度についてもこの名称で組んでおりますのでですね、これはちょっと、自分としても反省しなければいけないというふうに思っているところでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>行政の処理上、この節内の流用というのは、特段法的に問題ないというのは、もちろん理解はしているんですけども、やっぱり説明の有無であつたり、継続して行ってきたものの変更という部分に関して、やはり何かしらかの説明というのがないまま予算が執行されていくという部分に関しては、やはり議会と行政との関係性に関わってくると思うんですね。</p> <p>それをまた新しい予算のときに初めて聞きましたというような事態があつては、いつかなこんな事業をしたんですかということになりかねないので、それこそ次の年度の予算の計上に関わってくる話になってくるかと思えます。</p> <p>やはり途中で大幅に言っていたことと事業は変更する、修正するということがあつたら、ぜひ、そこについての説明というのを逐一行っていただきたいなと思えます。</p> <p>それが、やっぱり行政と議会との信頼関係の構築になると思えますので、その辺、村長のお考えをお尋ねいたします。</p>
委員長	村長
村長	<p>流用についてはですね、いくつか制限があるというのは、もう議員さんもお存じのことと思っております。</p> <p>予算で否決された事業に対して流用は絶対に行ってはいけないとかですね、そういった部分についてはございます。</p>

	<p>事業の目的を実現するための流用については、執行としては認められている分ではございますが、先ほどご意見いただきました。</p> <p>自分としてもですね、これについては、実施することで、やっぱり官民協働の事業が進んでいくという期待と理解の中で進めておりましたので、ちょっと議員さんへの説明という形になると、できてなかったというのが率直なところでございますので、これについて、そのときそのときの状況によるとは思いますが、そういった部分で説明はですね、行政の責任でございますので、責務でございますので、そういった分については機会を見て、きっちり認識の共有というかですね、そういった分については、図らせていただきたいというふうに思っております。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>決算書の27ページをお願いします。</p> <p>この中の5目財産管理費ですが、その中に需用費の中で電気代が1,000万以上、それから、委託料の中で警備委託料が、これも1,600万ぐらいですかね。それから、浄化槽保守点検約700万、かなりの村が管理する施設だと思います。</p> <p>宝珠山庁舎とか小石原庁舎とか、あるいはここに載っているせせらぎ鼓とか大行司公衆トイレとかは分かりますが、こういったのを含めて、かなりの施設の公有財産を管理するための経費だと思います。</p> <p>もし分かればですね、どういった施設、何カ所ぐらいあるのか、今分からなければ後でも結構なんですけどですね、提出していただければと思います。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>村管理の施設はですね、かなり数が多ございます。</p> <p>どういった形でお示ししたかよろしいか、施設の台帳か何かに載っておりますような、そういったことをお示しするような形でさせていただければと思います。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>決算書の25ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項1目一般管理費の3節職員手当のところですか。</p> <p>一般職時間外勤務手当、令和4年度が1,004万円程度であったんですけども、その前の年度でさかのぼると955万ほどで、増えているというのは分かるんですけども。</p> <p>ちょっと今年は災害が起きてしまったんですけど、災害の復旧工事事業もだいぶ落ち着いてきた中で、この時間外手当が増えているというところで、この時間外手当が増えている要因等を、総務企画課としてはどのように認識されているのでしょうか。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>確かにですね、災害関係につきましては、業務的に少なくなったんじゃないかというのはですね、令和4年度は思っておりますけども、それ以外に、どうしてもやはり職員の数の関係、産休、育休いろいろございますが、そういった関係が主な要因で、やっぱり周りの時間外が増えたというような形が、たぶん令和4年度ですね、増えた原因ではないかと思われまして。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>眞田村長になりまして、課の再編というのが行われました。</p> <p>いろんな課のほうを見渡してみると、季節季節で、もちろん今までも忙しい時期、ちょっと平坦な時期というのがあったと思うんですけども。常々ほぼ多くの職員が残っている課というのを目にする機会があったりとか、その課ごとの要は、仕事量のバランス、比重関係というのがどうなっているのかなという部分も思います。</p> <p>ちょっと徴求資料としまして、ちょっと大変だとは思いますが、各課ごとの、要は時間外の日数というか、その時間数ですね、というものをを出していただけないで</p>

	<p>しょうか。</p> <p>もし可能であれば、その中で、課ごとの1人当たりの時間外の数ですね、その辺が分かるとちょっと把握がしやすいのかなと思っています。</p> <p>やっぱりあの課は大変だな、ちょっと名前を出しちゃあれなんですけど、ふるさと推進課なんか、もう見ても、非常にもう休日も出てらっしゃったりとかですね、災害関係で農林建設課も忙しくされてたりという部分もあったりするのを見かけますので、そういったところの職員バランス、そこが行き過ぎるとやっぱりメンタル的な部分にも関わってくるのかなと思いますので、ぜひ、データとして出していただければ、今後の把握にもなるのかなと思います。できますでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>時間外勤務の状況についてはですね、特に働き方改革の関係の中で、役場の中でも各課長の会議の中でですね、前月の時間外の状況、これについては、個人ごとの状況を見ながら、その人が45時間増えている例もたまにございます。</p> <p>そういったときに、どう改善できるか、課の中でその人が、人に集中するものなのか、課に集中するものなのか、そういう分析とかを行っているところでございます。</p> <p>特に、昨年、一昨年については、新型コロナ関係でワクチン接種とかそういった部分で、やはりそういった課について事務の片寄りというかですね、時間外の集中があった。</p> <p>特に、職務上で絶対ある分については、予算、決算時期の財政、また、学期末前後の教育委員会とかですね、やっぱりどうしてもそこに集中する。それをどう分散するかというのを課長会の下で、課長と課長補佐で配分や負荷の平準化をしてもらおうという形で進めていってもらっておりますが、なかなかちょっと増えてるから、この仕事をこの月やってねと言っても、その引継ぎの関係で余計手間取ったりとかございますので、そこについては、ある程度の時間外というのは、やむを得ない部分はあるというふうには、理解しているところは、まずご理解いただきたいというふうに思っております。</p> <p>時間外の状況につきましては、毎月、先ほど申しましたとおり、各課の時間外の状況を把握しておりますので、この分で、個人まで要りますかね。いいですね。</p> <p>課の状況等で出している分がでございますので、そこをちょっと個人名とか、その辺りを外した部分でお示したいというふうに思っております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>もう込み入った質問ではなくて、数字上のことをお尋ねいたします。2点ほどです。あと徴求資料についてです。</p> <p>成果説明書の17ページ、13款2項財産売払収入の不動産売払収入なんですけども、これ説明がなかったの、この不動産を、どこの不動産を売却したのでしょうか。複数あるのであれば、何か資料等を出していただきたい部分と、あとすみません、ページ数飛びます。成果説明書の55ページです。</p> <p>9款1項2目非常備消防費の中の東峰村国土強靱化地域計画策定業務委託、この計画についてもさまざまな計画、資料としていただいている部分もありますので、こちらもページ数が相当多くなければなんですけれども、印刷していただけると、今後の参考にさせていただけるのかなと思います。</p> <p>分かる範囲で今、お答えできればお願いいたします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>ちょっと私の記憶によりますと、この不動産取得のですね、不動産売買収入のところに入っておりますのは、たぶん流木の、村有林のですね、売払じゃないかと思っておりますので、そこは確認をさせて、後に示させていただきたいと思っております。</p>

	それと国土強靱化につきましては、資料のほうを用意させていただきます。以上で ございます。
委員長	ないようですから、質疑を終結し、住民福祉課に移ります。
休憩	
委員長	10時25分まで休憩いたします。 (10時16分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、住民福祉課の質疑を行いたいと思います。 (10時25分)
委員長	所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 住民福祉課の質疑はありませんか。 6番 高橋委員
6番	令和5年8月28日の合同常任委員会に係る資料徴求の部分で、住民福祉課の分の 資料1ですね、村税と年度間比較資料についてです。 村民税等々はですね、見ていると、令和3年から4年にかけて徴税のほういろいろ 取り組まれているという部分が分かるんですけども。 ちょっと注目したいのが、固定資産税のほうになります。 1つは不納欠損額の部分なんですけども、額と件数が前年と全く変わっていないと いう部分の推測として、何かしらか動かない何か原因があるのかという部分と、あと、 次年度繰越額、収入未済額ですね、これが件数も額も増えていく傾向にあっているの かなということで、今後もこの不納欠損が起きやすい状況というのが、どうも発生し ているような感じがするんですけども、住民福祉課としまして、この不納欠損に対 しての考え方、そして、今後のこの固定資産税の徴収がし難くなるような現実的な原 因というものがありませんか、お尋ねしたいと思います。
委員長	古賀係長
住民福祉課係 長	今、委員お尋ねの件でございますが、まず、前年度と変わらないということでご指 摘ございましたけれども、結局同一人に関しての同一のものに対する課税でござい ますので、金額と件数と変わってきてないというところでございます。 それから金額につきまして、申されるとおりですね、ちょっと5万円ほど増の傾向 になっておりますが、ちょっとそれについてが、対象人のほうが、ちょっと把握しか ねておりましたので、ただ、いずれにせよ、ちょっと滞納繰越額というのが増とい うのは好ましいことではないので、引き続きですね、税務係それから収納対策アドバ イザーの方のお力を借りながらの収納のほうには努めてまいりたいと思います。以上で す。
委員長	6番 高橋委員
6番	ちょっと期待してた回答と違うんですけども、結局不納欠損があっているもの に対して、原因があらっしゃるんじゃないかなという部分の、それは何が原因なのか という部分をお尋ねしたかったので、まず、それが1点ですね。 ごめんなさい。2点質問するので分からなくなるんですけど。 この収入未済額についても、令和3年の過年度分が275件で、令和4年度に關 する部分の過年度分が340件、件数は増えていっている傾向にあるんですね。 ということは、額はそんなに増えてないんですけども、何かしらか増えていく要 因というのが発生しているんじゃないですかという部分で、担当課としては、どのよ うにこの固定資産税、おそらくの部分ですけども、相続関係が何か関わっているん じゃないでしょうかという部分で、ちょっと推測的な質問なんですけれども、分かる 範囲でお尋ねいたします。

委員長	古賀係長
住民福祉課係長	<p>まず1つ目の質問について、お答えさせていただきます。</p> <p>この不納欠損の発生する原因につきまして、これ、対象となる方につきまして、いわゆる行方不明の状況、住民票はこちらにあって、こちらのほうに課税対象があるものの本人の所在が不明であって、結局行方がつかめていない状態とかで、徴収が行えないようなものが事例としては上がってまいります。1点目につきましては、以上です。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>2点目の数の増加ということで、こちらのほう徴収の中身を見てみないと分かりませんので、後ほど資料を提出させていただきたいと思います。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>この辺の感覚が非常に、おそらく徴税の率を上げるヒントだと思いますので、やっぱりその所管課として、何が原因でこの徴税が進まないのかというところの把握ができれば即答していただきたいなど。それがやっぱり村の現状に関わってくると思いますので、村民税等の徴収がなかなか厳しくなってくるということは、やっぱり経済力がやや低い方々の生活状況、困窮者が増えているとか、そういう状況に繋がってくると思いますので、税の徴税という部分に関しては、非常にデリケートなのかなと。</p> <p>固定資産税に関しても、言われたとおり行方不明ということで、本人の所在がつかめない。あるいは今後やっぱり相続に関して、誰が筆頭で固定資産税を払うのかという部分に関して、相続人が増えれば増えるほど、すごくつかみにくくなってきたりする状況もあるのかなと。</p> <p>ましてや、支払う方が村外にどんどん行っていくという現状もありますので、ぜひ、ちょっと明日の総括の際には、その担当課としての所管をしっかりとご説明いただければと思います。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>今、同僚議員の質問で、回答がないというのはおかしいんじゃないかと。</p> <p>これは、質疑にならないかもしれませんが、毎回毎回決算認定のときは、不納欠損額は質問をしているはずです。だから、その情勢をつかんで来なくて、分かりませんみたいな答弁では、やはり事務能力というか、事務のあり方についての疑問が出てくると思います。</p> <p>もう一度お尋ねします。</p> <p>どういうふうな理由で、その不納欠損額が増えつつあるのかと、そういうふうな情勢をつかんでないのかどうか、お尋ねします。</p>
委員長	古賀係長
住民福祉課係長	<p>すみません、今お尋ねの件につきましては、これは、不納欠損額の件数でしょうか。それとも次年度繰越額の件数でしょうか。そちらのほうを。</p>
8番	高橋議員の質問と一緒です。
住民福祉課係長	<p>であれば、繰越額の件数ということでよろしかったでしょうか。</p>
委員長	8番 佐々木委員
8番	<p>質問の内容もね、よく、やっぱり聞いて、何を我々が質問しているかと、なんで増えつつあるのかと、いうふうな原因を分かっているのかと。どういうふうな、原因があれば教えてくれということを言ってるんだけど、申し訳ないばってん、担当課長も後でということ。</p> <p>だけど、後で済まされるような問題だしいんじゃないかと。そういうところはきちんと把握をして、この決算委員会に臨んでもらわなければ、職務としての取り組み</p>

	<p>を疑うべきことになってしまうから、敢えて質問をしています。</p> <p>後でじゃなくて、こういうふうな理由でありますとか、それを常日頃理解していないと、非常に税務徴収について、私たち徴収という言葉は使わんということを行っていることがあるんだけど、やはりやはり公平な税を負担してもらうためには、やはりその考え方ときちんとした取り組みを絶えず持ってもらうないと、この問題は毎年毎年決算委員会ですと出す問題ですよということを申し上げています。以上です。</p>
委員長	村長
村長	<p>先ほどからの質問のやり取り大変申し訳ないと思っております。</p> <p>実際にこの比較を見た中でですね、自分もその細かい部分についてはですね、報告というか把握はできておりませんが、4年度の過年度の、例えば収入額が前年度に比べてものすごく低いとかですね、そういった部分の把握、分析、そういったところで、最終的に翌年度に繰り越す金額としては、ほぼほぼ変わらないんですけど、件数が変わっている。</p> <p>これは、なんでだろうとかですね、また、不納欠損については先ほど、不納欠損については、当然質問がある事項でもございますので、ただ、個人名とかですね、そういうのは言えませんので、例年の方の引き続きの5年次以降の不納欠損、また、それに対する取り組みの状況ですね、そういった分については説明申し上げたというふうに理解しております。</p> <p>特に、収納対策会議というものを、大体年2回村のほうでも、税だけに限らず国保税、また水道料とかですね、そういった部分の滞納者に係る部分で、どういう対策をするかという会議もですね、これが災害以降、年1回とかしかできてなくて、その頻度も非常に少なくなっている現状がございますので、こういった部分でしっかり本人だけじゃなくてですね、そういった担当課、横の繋がり、そういった部分で把握するシステムというか、の分は作っております。</p> <p>その分が、去年は1回ですので、そういった部分をしっかり行いながら、取りまきさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>たぶん今、即答で明確な答えというのが、ちょっと出ないのかなというふうに思っておりますので、これについては、きっちり明日の総括までにですね、回答させていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>今の高橋委員それから佐々木委員の質問に対する答弁がはっきり出ておりませんので、明日の総括の折にですね、しっかりと答弁できるようにしてきていただきたいというように思います。</p> <p>他に、質疑ございませんか。</p> <p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>ちょっと徴求資料のほうばかりいかせていただくんですけども、こども医療費の村単独分についてです。</p> <p>村単独分の196万円あたりが中学生分ということになってきておるかと思ます。</p> <p>この統一地方選前後ですね、かなり全国的に高校生までの医療費無償化というのが、全国的に広がりつつあっております。この額を見るかぎり、展開的に高校生という部分も行政として視野に入れられているのかな、どうかなという部分、ちょっと飛躍する質問になってしまうかもしれませんが、現状のところ、この中学生までという部分を継続していくものなのか、また、その先の部分というのを、今、検討されているのかについて、お尋ねいたします。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	こちらの中学校までの医療費としましてはですね、今後もですね、続けていく方針

	<p>でございます。</p> <p>なおかつ、先ほど言いましたように、高校生まで伸ばせないかという話でございますが、これは、今後の検討とさせていただきますと思います。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>成果説明書36ページ、3款2項1目児童福祉費。</p> <p>すこやか子育て基金ですかね、これ昨年7,000万、今年も7,000万、この監査の報告を見れば、すこやか子育て基金、今年も7,000万の積み立てがふるさと納税からの分があるようですが、成果説明書のここの3の2の1のところには、それは載ってないんですよね。</p> <p>去年のには載っているんですが、それは別のところに入っているのか、お聞きします。</p>
委員長	住民福祉課長
住民福祉課長	<p>大蔵委員おっしゃるとおりですね、令和3年度に7,135万9千円の積立金ございました。</p> <p>本年度ちょっと上げられてないということで、こちらのほうがですね、昨年度がふるさと納税の分の積立金ということでしたので、すみません、住民福祉課のほうが。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>村長のほうから、ちょっと言われて、ページ開きましたら30ページにありますね。</p> <p>ここに出て、監査には7,000万って書いているのに出てなかったから、ちょっとそういった質問をしましたけれども、今ので了解しました。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>続いて、また徴求資料なんですけれども、買い物支援事業委託の実績のほうからお尋ねしたいと思います。</p> <p>いざ災害等になってみると、この移動販売車の有用性というのは非常にあったのかなと思いつつも、なかなか対象者が村内になくて、業績的に伸びなかったという話も聞いていたりするんですけども。</p> <p>その中で、毎週火曜日が休みなんですよね。せっかく平日、月曜から金曜、5日間というある中で、土日というのがどうしても移動販売の、全般的に減ってしまうという部分があるので、やっぱり平日で動くというのが大切かなと思う中で、4日間しかない。</p> <p>火曜日は、おそらくなんですけれども、ふるさと村さんが休みだからという理由で火曜日が休みなんです、非常に何かもったいないのかなと。もう1日あればもう少しまなく行けたりするんじゃないかなという部分があるんですけども。</p> <p>まず、なぜ火曜日を休みにしているのかという理由を、改めてお尋ねしたいと思います。</p>
委員長	梶原課長補佐
住民福祉課長補佐	<p>今、ふるさと村のほうに委託をしております。</p> <p>当初はですね、企画のほうで立ち上げをしておりますので、これはもう想像にしかありませんけれども、やはり委託先がですね、火曜日がお休みということがございますので、やはり火曜日を休みにしているというふうに認識をしているところでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>なかなか週に1回しか回ってこないという現状の中では、やっぱり移動販売という部分を、買い物の主たるものにできないという現状があるかと思うんですよね。</p> <p>週に1回しかない、それに見合う量が、じゃあ、移動販売で載っているのかとい</p>

	<p>うと、乏しいかなと。</p> <p>やっぱりよその地域でですね、回っている移動販売車の話を聞くと、基本的には週2回同じ場所に回ってくるというお話があります。</p> <p>そうなると、じゃあ、今の移動販売車が何のために週1回しか回らないのかという、その現状をしっかりと捕まえていかないと、なかなか利用実績が頭打っている部分が非常にあるので、やり方によってはもう少し伸びるんじゃないかなと思いますし、これから先、やっぱり利用対象者というのは増えてくる現状があると思いますので、委託先が休みだから、そこ、しませんという行政のスタンスであると、非常に何かもったいないかなと。</p> <p>あくまでもやっぱり利用者のためにある事業だと思いますので、ぜひ、その観点で、じゃあ、そこ火曜日休みだったら、他に委託先はないのかという話になってくるので、委託先のほうも、やっぱりそこは自社努力として受けられる際の形になるのかなと思います。</p> <p>検討として火曜日できるなら、また、いろんな方向が広がってくると思うんですけども、今のところ現状どおりで、この決算を経て続けていくという方向なのでしょうか。</p>
委員長	梶原課長補佐
住民福祉課長補佐	<p>移動スーパーにつきましてはですね、現在1日1地区、週4日、4地区を巡回して、販売時間がですね、11時半から3時半の4時間を行っているところでございます。</p> <p>また、サンピットさんへの仕入れ、それから商品の返品、それから精算、会社までの帰宅ということを含みますと、移動スーパーを運行するための時間がですね、朝9時から6時ということで9時間、その内1時間はですね、休憩ということになっておりますので、9時間ぐらいが必要になってくるということでございます。</p> <p>週2回とかですね、そういった運行になりますと、移動販売車ですね、商品を入れるスペース、そういったものを考えてもですね、2地区を回るような物を積めるスペースがあるのかという問題もあるかと思っておりますし、先ほど言いましたように、1日9時間かかるということもございましてスケジュール、それから委託先の人員の問題、そういったところをですね、協議していかななくてはいけないんじゃないかというふうに考えているところでです。</p> <p>また、委託料もですね、ちょっと上がってくるんじゃないかということもありますので、今後ですね、委託先、その休みの問題につきましてもですね、委託先と協議をしながらですね、より良いやり方について協議をしていきたいというふうに考えます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>2つ目の徴求資料のほうでお尋ねしたいと思います。</p> <p>健康マイレージ事業のケーブルテレビ番組、これもすみません、毎年質問させていただいているんですけども。</p> <p>今回初めてケーブルテレビ番組のコマ撮りをしていただいて、おそらく1回分の抽出と言ったので、1回分を出していただいているんですけども。</p> <p>この番組自体は誰向けで、何を目的としているのでしょうか。</p>
委員長	森山係長
住民福祉課係長	<p>今、議員のほうからご質問がありましたので、仕様書のほうでですね、回答させていただきますとですね、ウォーキングマイレージ事業のこの番組自体がですね、現在300名ほどの参加者の中で、万歩計、要するにスマホを持ってらっしゃらない、万歩計を使ってらっしゃる方の数が121名いらっしゃいます。</p> <p>この方というのが、基本的に我々は高齢者の方というふうに認識しておりまして、</p>

	<p>この方がどれくらい歩いたかというのをですね、資料の中でランキング等が載っておりますかと思っておりますので、そういったランキングで、高齢者の方が即時自分のランキングを把握することができないので、テレビで流して、その方たちの意欲を喚起させる、そういった目的でですね、高齢者の方、村民の方もですね、この歩きの歩き方とかですね、そういったレクチャーについても番組の中で触れさせていただいておりますので、基本的には全村民、ランキングについても、特に高齢者の方、スマホで確認できない方の確認のために、この番組のほうを作っておるとというのが主な趣旨でございます。以上です。</p>
委員長 6 番	<p>6番 高橋委員</p> <p>この番組に関しての効果測定、要は、この番組をしたうえで、じゃあ、利用度が上がりました。やる気が上がりました。そういった部分というのは、何か把握されたりというのは、してますでしょうか。</p>
委員長	<p>森山係長</p>
住民福祉課係長	<p>おっしゃられたようなですね、直接アンケート方式で、この番組の効果というのをですね、実際に取ったことはございません。我々もですね、日頃いろんな業務の中で接する中でですね、番組を見たとかですね、そういったお声をいただくことはありますけど、実際に、そういったのをアンケートを取って分析というまでは至っておりません。</p> <p>ただ、ご覧になった方からの声を聞くとですね、歩き方の講習なんかをですね、観たよという声もありますので、一定の効果はあると考えながらこの番組を制作しているところでございます。以上です。</p>
委員長 6 番	<p>6番 高橋委員</p> <p>やっている内容に関しては、良いのかなと思うんですけども、何せ対象者の人数と効果的な部分で言うと、どこまであるのかなと思ってですね。</p> <p>じゃあ、これがもう通常の番組枠じゃないですけど、わざわざこの毎月毎月、これにかけるお金があるならば、別のところにかけてもいいんじゃないかという部分も考えられるかと思えます。</p> <p>ましてやこの順位表に関しても、今300名ほどいらっしゃる、全部がたぶん載ってこないと思うんですけど、200名近くずっと「私は何番かね」というのを見ていくんですかという話で、あんまり現実的じゃない表示方法じゃないかなと思います。</p> <p>そういった意味も含めて、じゃあ、啓発していくために何が必要なのかというのは、東峰テレビがベストなのかという、ちょっと視点をもう一度外すのも1つの手段かなと思いますので。</p> <p>最初に国の補助金を得たのがこのやり方だったので、継続していると思うんですけども。より、じゃあ、スマホの人たちには啓発しない方がいいのかと、そういった部分も、ぜひ考えていただきたいなど。あくまでも300人いるのの百何人であれば、ちょっと何か非常に予算の使用の仕方としてはもったいないかなと思いますので、ぜひ、検討をいただけますでしょうか。</p>
委員長	<p>森山係長</p>
住民福祉課係長	<p>議員がおっしゃられたことを含めてですね、今年度については、ちょっと契約で行っておりますので、来年度に向けてより良い方法というのを模索していきたいと思っております。以上です。</p>
委員長 10 番	<p>10番 伊藤委員</p> <p>徴求資料の中のウォーキングマイレージステーション、万歩計読み取りの、ここに回数集計が出ております。</p> <p>また、ひと・まち・しごと創生事業の中で、計測ステーションのシステム使用料が、</p>

	<p>これ8IDで1件当たり12万という形で出ているかと思います。</p> <p>それで、お尋ねしたいのは、1件が、10カ月で18回というようにお預けしているステーションの利用回数が、タッチ回数が出ているんですよね。</p> <p>これを、すぐどのという話ではないんですが、やはりある程度のタッチ回数がないことには、なかなか、わざわざ置いている必要性があるのかと。こういうのを踏まえたね、どう考えているのか。</p> <p>それと、実質、じゃあ、今後どういうふうに対応しようと、上げるためにはどうするのか。それとも、引き上げるのか、いろんなことがあるかと思いますが、その辺りの考えをお聞きしたいんですが。</p>
委員長	森山係長
住民福祉課係長	<p>今、議員がおっしゃられました万歩計の読み取り回数の集計で、18回の箇所がある。全体です、東峰村8カ所置いておまして、このシステム自体が始まったのが昨年度の10月、ちょうど9月に入りましたので、1年弱がですね、この数値となっております。</p> <p>確かに全く使われてない数ではありますが、福井地区においてですね、計測の場所があるというのがですね、基本的にこの回数の少ないところでございますので、まずはこれを周知してですね、ここを使っただけでいいようにですね、するのが1つかと。</p> <p>あと、なかなか計測している方の名前を見ますとですね、車を持ってらっしゃらなくて、自宅から一番近いところがここなのでですね、これをすぐに取り払うということになるのも、ちょっと問題があるのかなとも思っております。</p> <p>ですので、この8カ所の箇所と別にですね、来年度になりますけれども、これは例えばの話でございます。移動販売車が各地区回っておりますので、そこで計測できたらどうなのかということも、ちょっとこちらの事務局側では検討します。</p> <p>ただ、これに載るとまた1台当たりですね、10万超える額でございます、ステーションの費用がかかっただけで済みますので、そういった予算と利用の実績を伸ばすこと、その2点ですね、来年度このステーションをより良くしていきたいと考えておるところでございます。以上です。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10番	<p>お答えしてあることはですね、よく分かるんですが。</p> <p>じゃあ、そうした場合に、申し訳ないけど、大字宝珠山、上のほうには全くないよね。ここは、距離から言えば、全然平等性はないと。</p> <p>考え方は分かるんですが、例えば、先ほど言った移動販売車でやるとかいうのであれば、外してもいいんじゃないかと。</p> <p>だから、いろんな考え方はあると思うんですけどですね、当初がこういうようなことでやっているということは、重々何も言うところはありません。</p> <p>ただ、やはりそういうところをね、しっかり考えなきゃいかんんじゃないですかと、いうところを言っているんですよね。</p> <p>だから、先ほど言った、移動販売車に付けて、じゃあ、この分は外しましょうとかいうような考え方を、でも、今しなきゃ、現状だけで行くわけにはいかないのかなというところがありますので、そういうところは、今後どうするかということを再度お尋ねしたいんですが。</p>
委員長	森山係長
住民福祉課係長	<p>すみません。宝珠山地区のことを言ってなくて、大変申し訳ございませんでした。</p> <p>確かにそういった形です、不平等がないように、そして、今ある数を使いながら、より使っただけでいいようにですね、取り外して使うとかですね、そういったところも含めてですね、検討させていただきます。以上です。</p>

委員長	内容ですから、質疑を終結いたします。 引き続き、認定第3号「令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、質疑を終結いたします。 次に、認定第4号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
委員長	ないようですから、質疑を終結し、教育課に移ります。
休憩	
委員長	11時10分まで休憩いたします。 (10時57分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、教育課の質疑を行いたいと思います。 (11時10分)
委員長	認定第1号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 質疑を行います。 所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。 教育課の質疑はありませんか。 2番 樋口委員
2番	徴求資料のほうでお尋ねしたいと思います。 令和4年度図書貸し出し状況の欄でございます。 これに、左から小石原図書コーナー、宝珠山図書コーナー、美星保育所、小石原保育所ですが、まず、この具体的な場所と、あと美星保育所と小石原保育所はどういうふうな貸し出しをされているのか、お尋ねします。
委員長	教育課長
教育課長	令和4年度図書貸し出し状況の中での具体的な貸し出し場所を、まずお答えしますが。 小石原図書コーナーにつきましては、小石原庁舎のロビーのところに図書コーナーを設けておりますのと併せて、元の会計室があったお部屋のほうに絵本コーナーと児童書等を置いておりますので、そちらを図書コーナーとして置いております。 宝珠山図書コーナーにつきましては、教育委員会の事務所を出まして、農林建設課との間のスペースのところに図書コーナーを設けております。 美星保育所、小石原保育園につきましては、定期的にですね、必要な貸し出しの絵本等を選びまして、社会教育指導員に選んでいただき、定期的な入れ替えをしておりますのでございます。
委員長	2番 樋口委員
2番	美星保育所、小石原保育園の定期的な入れ替えは、教育委員会が持っている蔵書の中から選んでいくということでしょうか。
委員長	教育課長
教育課長	教育委員会の、公民館の蔵書の中から選定して選んでおります。
委員長	2番 樋口委員

2 番	2つの保育所のために、教育委員会からまた図書を購入して、それに備えるとか、そういったことをしているわけではないわけですか。
委員長	教育課長
教育課長	特別に、そのために予算組みを別個しているわけではありませんで、時々希望される図書をですね、一般の方からもそうですが、小石原保育園それから美星保育所から意見を聞いて毎年図書の購入を行いますので、その中に希望の図書を入れるようにしているところでございます。
委員長	2番 樋口委員
2 番	図書というのはですね、非常にこの村づくりの中で重要な役割じゃないかなと思います。 この方法が、非常に限界があるというんですかね、やはり将来的には子育て支援とかで、いろんな市町村は子育て支援によるまちづくりとか移住政策とかしているようなところもお聞きしますので、今後村はどんなふうなことをですね、この図書活動を充実していくか、もし構想があればお聞かせしていただきたいと思います。
委員長	村長
村 長	図書室、今、図書コーナーというところでございます。 いろんな事務の関係でですね、昔はですね、合併前はそれぞれ地区公民館に蔵書を置いたりとか、そういう取り組みもやってきたところでございますが、いろんな事務室も手狭になったとかいう関係で、どんどんちょっと図書のほうがですね、現実として、ちょっと隅に追いやられているという感があるというのは実感しているところでございます。 現状の場所を広げるというのはなかなか難しゅうございますので、全体的な村の配置と言いますか、将来的には庁舎の一本化とかいう話が上がってくると思います。 教育についても保育所に関しても、やはり建築して40年、50年、どうしていくか。そういった部分、子育ての分野で言えばですね、さまざまな状況がここ10年以内ぐらいで変わっていくと思いますので、そういったところで、こういった部分の機能については、しっかり内部で、自分の構想というか、少し、やっぱりこういうのは学校の近くにあったほうがいいのか、学校の図書室がどういう機能を持って、開かれた図書室とかですね、そういった部分に話等は、雑談レベルではあるんですけど、まだ事業としてはですね、取り組んでおりませんので、しっかりそういった部分については踏まえた上で、やっていく部分についても積極的にPRできるような状況にしていきたい。これはちょっと、ここ数年では厳しいんですけど、やっていきたいというふうには思っております。
委員長	3番 佐々木委員
3 番	資料をいただきまして、その中に阿蘇4の報告書もいただきました。立派にできているなというふうには思ったんですが、この中にですね、展示のことが載ってないなと思っていたら、先ほど村長のほうの答弁の中に、災害伝承館とか他のものとも併せながら、一体になって考えていきたいという答弁がありましたので、今後本当に観光とか、それから学習に使えるような良い資料でもありますので、しっかり展示していただきたいと思うんですが。 その中にですね、資料の中の46ページになるんですが、見学体験プログラムの充実と推進という中にボランティアガイドの育成というのがあります。他にも化石とか、いろんなものがあるし、過去そういったものが計画されていた探検コースとかですね、そういったものも絡めると思います。ボランティアガイドの育成というのが1つあります。 それから、その下に、最先端のデジタル技術を活用した展示・解説の充実とありま

	<p>す。VR等々を使って見学できると、それはすごいいいなとは思いますが、かなりの予算も伴うというようなこともありますけれども、これは、実際にやっていく方向で、今、考えてあるのか、具体的にどのように進めていこうと考えているのか、教えてください。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	<p>ただ今ご質問があった分については、昨年度作成しました、まず保存活用計画の中身についてでございます、この保存活用計画というのは、国指定を受けた文化財です、ね、について、どういう方向で活用をしていくか。</p> <p>現在、文化庁の方針としては、まず、国指定に指定されることを目標にするのではなく、国指定になった後に、その文化財をいかに活用していくかということが求められておりますので、まず、指定になった後に、この保存活用計画というのを作るようになっております。</p> <p>本年度が整備基本計画というふうで、どんどん計画を発展させていくんですけども、まず、この保存活用計画がどういうものかと言いますと、まずは大枠です、ね、こういった方向性でこの文化財というものを、どのように扱っていくということを検討するかということなので、まずは大枠で、こういった可能性が考えられる、こういったことをどんどん進めていきたいというような構想になります。</p> <p>それを基に今年度と次年度で作成いたします整備基本計画で、より具体的に詰めていくということになっておりまして、昨年度の段階で、まず外部の委員さん等からも、まずですね、指定地の現状がもう護岸を埋め戻しておりますので、実際阿蘇4を指定地で見ることができないというような状況になっておりますので、そういった中で、現地を見るだけでは何も伝わらないというような状況がありますので、そのボランティアガイドさんの育成というものを検討してはどうかという意見をいただいております。</p> <p>また、デジタル機器の活用につきましては、先ほど申したように、現地が埋め戻されておりますので、それを実際、じゃあ、生で体験できるような形でということで、調査のときから資料を集めておりましたそのVRですとかARというもので、現地に行くと臨場感を味わってもらうために、これを検討しておるところでございます。</p> <p>先ほど議員さんもおっしゃられましたけれども、予算的なところもかかってきますので、今年度、次年度で整備基本計画の中で、じゃあ、より具体的に、これは実現ができる、これはちょっと難しいのではないかとこのところを詰めていって、整備に向かっていくところでございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>徴求資料のほうから質問させていただきたいと思います。</p> <p>地域学校協働活動本部事業費の中について、ちょっと数点お聞きしたい点がございます。</p> <p>学校の働き方を踏まえた活動の中の、学校環境活動の中で、有害鳥獣わなかけという記載があったんですけども、これ、こういったことをされたんでしょうか。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>学校の畑を作って芋を植えているところに、有害鳥獣のシカとかイノシシが入ってきたりとかするものの防護柵というか、入ってくるのを防ぐための、わなをかけるためのものを行いました。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>東峰村には有害鳥獣駆除委員の方がいらっしゃるんですけども、そういった方に依頼されたのか、自分たちで、防護柵と言われたので柵を作ったのか、わなを仕掛けたのか、ニュアンスで全然違うんですけども。</p>

	<p>実際にそのところ何をされたのか、もう少し詳しくお尋ねしてよろしいでしょうか。</p>
委員長	室井主査
教育課主査	<p>シカの駆除でございますけれども、学校のほうからの要望がありまして、学校の花壇があります。花壇の花とかを、せっかく植えた花を、芽を摘んでしまって非常に困るということでしたので、そういった学校の中に入って来るシカが入って来ないような柵を作った状態です。</p> <p>なので、先ほど課長が申しましたけれども、学校内の花壇の中に入って来ないように柵を作りました。</p> <p>それで、誰がされたかということですが、一応学校のほうから協働本部の阿波さんのほうが、そういう担当をしておりますので、その阿波さんと相談をして、やはりちょっともうそれくらいならということで、地域活動員の阿波さんのほうと職員とで、ちょっと見ながら、その柵をした状態です。</p> <p>わなじゃなくて柵をしました。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>わなかけと書かれると、わなを仕掛けたのかなと思いますので、そうなってくると動き方が全く変わってくるので。理解させていただきました。</p> <p>続いてなんですけれども、その1個上ですね、子どもの見守りのこども館における見守り支援、これに関しては継続して地域活動指導員の方の補佐でされている方の人件費だと思うんですけれども。</p> <p>ちょっとごめんなさい。この地域学校協働本部活動の事業費の考え方なんですけれども、これ書いてあるのが学校の働き方を踏まえた活動というふうに、このこども館の見守り活動が書いてあってですね、なんかこの、両方の活動の概要のほうを見ると、どうも下の学習支援活動及び体験活動、児童生徒を対象に、放課後や長期休業期間中等に村の施設において、地域住民等の協力により、学習や体験活動を支援する取り組みを行うものになるのかなと思いますけど。</p> <p>なんでこの子どもの見守りは、学校の働き方で、複雑化、多様化する学校の課題について、これまで学校の教職員が担ってきた役割のうち、保護者や地域住民等との協同により実施することで効果的な活動となる取り組みを行うもののほうに分類されるのかなと思って、こども館の立ち位置が、これで変わってくる気がするんですけど、これをなぜ、そっち側に配置されているのか、お尋ねします。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>昨年度の実績を見る中で、まとめるときに、私がそのような理解をしてしまい、この学校の働き方のほうに実績を入れてしまったような経緯がございます。</p> <p>本来おっしゃるとおり、学習体験、体験活動とか、この下の段の活動のほうに入りますので、修正をさせていただきます。申し訳ございません。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ちょっと配置するところによって、施設のあり方、活動のあり方の考え方が一切変わってきますので、ぜひ、ご注意していただきたいのと、やっぱり放課後、長期休業期間等の大切な取り組みだと思いますので、ぜひ、継続をしていただきたいなと思っておりますので、もう1点、この徴求資料の1つ戻ります。</p> <p>学校運営協議会の実施状況についてということで、資料を徴求させていただいたんですけれども、もう少し中身の、どういった内容を話されたのかなというのが、分かるころというのを期待してたんですけれども。</p> <p>あまりにもレジュメと大して変わらないですよ、という内容が返ってきたので、非にびっくりをしているのですが。</p>

	<p>これまでは議会も、議会の中から2名程度選出して、学校運営協議会に入っていたんですけど、その制度の改正によってなくなってしまったから、なかなかこの学校運営協議会の内部でどういったことを話されて、じゃあ学校は、地域の方々が学校をどう見ているかという部分が、なかなか伝わってこない部分というのがあります。</p> <p>そこでお尋ねしたかったんですけども、ちょっとこのレジュメの内容じゃ計り知れないので、もう少し口頭で結構ですので、今、この学校運営協議会で、じゃあ、地域の方々が学校をどう評価して、どういうふうに学校運営を行っていくべきなのか、そういった議論というのは、何を主に、どういったことをメインに話されているのか、お尋ねします。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>学校運営協議会の内容についてでございますが。</p> <p>まず、年3回、5月、それから11月、そして2月というふうに、年3回行っております。</p> <p>内容は、まず、1回目は、学校の運営方針、経営方針についての理解です。</p> <p>1つは、保・幼・小・中、15年間で子どもを育てるという1つのスローガンがございますので、それを共通理解する。</p> <p>実際にメンバーとしては、村民代表の区長さん、それから民生委員代表、そして保育園の園長先生等がいらっしゃいます。</p> <p>これが大体他の市町村に準じて、あまりに今まで、前のように二十数名いても、なかなか論議が深まらないというような反省がございましたので、10名程度に絞っています。実際その中で、1回目は、学校の経営についての浸透を図る。2回目は、学校の教育活動、そういった学力とか生徒指導とか、そういうのも含めて進捗状況を報告する。</p> <p>そして最後は、最終的にどのような教育活動が達成できたか、という成果を説明するような場となっています。</p> <p>そういう中で、いろいろ意見交換とかしながら、もっと学校はこんなふうにしたほうがいいんじゃないかとかですね、そういうご意見も伺いますし、また、学校のほうから、こういう点で困ってますけどというようなことで、困り事も相談したりします。</p> <p>そういう形で学校と地域と、開かれた学校づくりになるための、いろんな活動を行っています。</p> <p>また、地域のほうになかなか広がってないんじゃないかと言いますと、例年5月辺りに、学校運営協議会についてのチラシを全戸配布しています。それによって学校の取り組み、また、学校運営協議会の事業、そういったものについて理解できているのではないかと思います。</p> <p>あとは区長会の折に、私のほうから、学校でこんなことがあっていますということとは、情報提供をするようにしております。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>その先をお尋ねしたいなど。</p> <p>その流れについては分かるんです。学校運営協議会ってそういうもんなんだっていうところは分かるんです。</p> <p>じゃう、この年度もどういった議論をしてきたのか、もちろん学校の今の体制であったり、学校運営協議会とはという部分から入っていくのはもちろんあると思うんですけども。</p> <p>じゃあ、実際、学校が、今何が困ってて、地域の人たちに何を伝えようとしているのか、協力を得ようとしているのか。地域は、じゃあ、どういうふうに協力していかないといけないのかというのが、おそらくこの学校運営協議会の一番の主になる部分</p>

	<p>だと思っんですけれども。</p> <p>今の教育長の話じゃ、こうやって、こうやっているんですと、概念的なことをおっしゃっているんですけれども、じゃあ、東峰学園のかかわる学校運営協議会に関しては、じゃあ、今、何が課題なのかというのがちょっと見えてこないんですよ。</p> <p>じゃあ、今までの学校の評価をして、それについてどうなのかということをしてるなら、もう形式ばった学校運営協議会でしかないのかな。</p> <p>もちろんそれも決められた部分ではあるんですけども、やっぱりこの地域の人たちが関わる中で、いかに地域と学校を結んでいく、懸け橋になるのが学校運営協議会、それもチラシでおそらく事あるごと書かれていると思うんですけれども。</p> <p>じゃあ、何がどうなのかというのが、やっぱりなかなか伝わってこないのも、もしお話できる範囲で結構ですので、今、この学校運営協議会、何が課題なのか、そこについて教えていただければと思います。</p>
委員長	教育長
教育長	<p>基本的に学校のほうは体制的には十分できてますので、課題ということでは、やっぱり先ほど出た働き方改革、どうしても農作業とかですね、農業博士のそういった協力といったものが一番学校は望んでいる内容です。</p> <p>また、見守り活動、例えば、スクールバスになってから、なかなかその辺りの見守りがあんまり不必要になりましたけど、やはり自分の足で歩いて登校してくる子どもたちにとっては、そういった見守り活動も、ぜひ、スクールバスに乗るまではなんとかお願いできませんかということ地域に働きかけたり、そうしたこともございます。</p> <p>そうしたときに、やはり民生委員さん方が声かけていただいて、そして見守り活動をまた改めて始めていただくとか、そういった経緯がございました。</p> <p>今のところ非常に、地域の方々からの協力は得ておりますので、何が進行していく上の課題かというのは、今の状況で大変助かっているということでございます。</p> <p>学校と地域が、元々この地域は学校運営協議会を立ち上げなくても、十分に地域との繋がりがありました。ですから、昔ながらのそういった関係性が、ほどよくうまく繋がって、今も進行しているというふうに解釈しております。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>76ページ、決算書ですね。10款6項の2目のところですよ。</p> <p>文化事業の中で12節、次郎坊太郎坊の草刈り作業5万円というのが出されておりますが、大体年に何回ぐらい行っているんでしょうか。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	令和4年度の次郎坊太郎坊の草刈りにつきましては、年に1回行っておるところでございます。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>草というのは、雨が降るたびにかなり生えてくるのが早いということもありますので、年に一遍では十分ではないんじゃないかと思えます。</p> <p>もう既に次郎坊太郎坊のところは草がかなり生えておまして、もう全く見えないような状況になってきております。</p> <p>併せて、松尾城をはじめですね、他にも草刈りをしなきゃいけないところがあると思えますが、そういったところもどのようにやっているのか。やっぱり年に1遍、2遍じゃ松尾城も足りませんが、やっぱり草が生えるたびにある程度見ながら、やる必要があると思えますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	確かにおっしゃるように、指定地の草刈りというのがですね、草がすぐ生えるとい

事	<p>うところもありますので、回数を増やしていく方向で、今のところまだ検討しておるところでございます。</p> <p>次郎坊太郎坊につきましても、年2回できるのがベストなのかなというふうに考えておきまして、松尾城につきましても、現状では年2回ですね、昨年も春と秋の民陶祭の前に、年2回草刈りをしております。</p> <p>また今後の計画ですけれども、今年度についても民陶祭前に草刈りを春実施しているのと、また、秋の民陶祭の前に草刈りを計画をしております。</p> <p>5年度については、予算化を大きくしておりますので、松尾城については業者さんのほうにお願いをして、特に難しい斜面の草刈り等をですね、徐々に範囲を広げていきながら、保全を図っていくところと考えておるところでございます。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>特に松尾城については、ブームのときよりもかなり来られる方は減ってはいますけれども、民陶祭だけにかぎらず来ることもあるんですね。たまに見ながら、生えてたら、せめて道ぐらいはですね、きちんとするというようなところも合わせてお願いをしたいと思います。</p> <p>別の件でまた質問をいたします。</p> <p>68ページ、10款1項5目の国際理解事業費ですが、尋ねたら、この18節負担金のところ、国際理解推進事業負担金15万円、これは、修学旅行時の子どもさんたちの人数に1万円掛けたという補助ということになっております。</p> <p>これが設けられたときは、確かに修学旅行の中で外国の方をお招きして、その方たちのお礼という形で、たぶん来られた方的人数で補助してたんじゃないかと思いますが、今、そういう形で子どもさんへの補助ということであれば、ここではなくて、中学校のほうの修学旅行補助金という形でも載せたほうが早いのではないかと思います。いかがでしょうか。</p> <p>小学校のほうは、修学旅行補助という形で、もうきちっと小学校のほうに載せております。だから、中学校も同じようにしたらどうかという考えですが、いかがでしょうか。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>実際、修学旅行において補助という形で直接的に行っているように見えるんですけど、形としてはそのような修学旅行の補助として見えがちなんですけど、あくまでもこれは国際交流のための補助金として捉えてお出ししているものですので、修学旅行の補助とは、また意味合いが変わってきますので、今の形が望ましいのではと思います。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>今の回答からいくと、子どもさんが一人一人が外国の方と交流をするから、それに対する補助だというふうに捉えているということではないんですか。</p> <p>今年度からイングリッシュキャンプの代わりに、学校ではカリキュラムの中で留学生の方たちと交流すると。</p> <p>もう実際にAPUの学生さんたちと交流している姿も見ましたが、そういう交流事業が、これからは教育委員会を中心にですね、行われるかと思うんですね。だから、そっちのほうで、たぶんまた予算化がなされるんじゃないかと思います。</p> <p>そういうこともあるので、この修学旅行に変えたらどうかという気持ちもちょっとお伝えしたところでしたけど、今後そういう計画をなされると思うんですね。その辺りいかがでしょうか。</p>
委員長	山田指導主事
教育課指導主	今までの経緯として修学旅行で、京都で実地検証をするときに、ジャンボタクシー

事	<p>等で移動するんですが、そのときに現地の、京都に来ている留学生の方たちに、一緒にガイドで回っていただいて、その方たちの謝金という形でお金を支払いしている状態です。今まではですね。</p> <p>学校で学んでいる英語教育の試しの場として、修学旅行で外国の方たちと1日一緒に回るという取り組みをしていますので、今、本年度から始まった事業と大きく関係する部分で、その英語教育を試す場としてですね、あくまでも修学旅行費の補助という形ではなく、英語教育、国際交流をするための活動費として使用している状態です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	あまりしつこくこだわるほどの問題ではないと思うんですが、この前の全員協議会の説明の中でお尋ねしたらですね、修学旅行の補助だというふうに言われたので、敢えて再度質問をしたところでした。
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>阿蘇4の報告書についてです。</p> <p>この報告書、昨晚読ませていただきましたら、非常にワクワク、ドキドキする内容で、非常に立派にできているなという印象でした。</p> <p>50ページにですね、3番、関係機関との連携とあります。九州歴史資料館や阿蘇4関連の自治体で、日田市、竹田市、上峰町とありますが、日田市が一番近いところに属して、非常に良いなと思っているんですけど。</p> <p>こういったところの展示とか、あるいは担当者との連携等はもう既に始まっているかどうかをお聞きします。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	<p>関連機関との繋がりがあるかというようなご質問かと思うんですけども。</p> <p>まず、日田市さんにつきましては、当時、平成29年末ですね、発見された当時から、また、見に来ていただいたりですとか、こちらのほうも日田市の博物館のほうに伺いまして、どういった展示をされているか、また、外部の委員さんとも一緒に日田市のほうを訪れまして、いろいろお話をさせていただいております、こういった保存活用計画を作るにあたりまして、日田市さん、特に近いということもありますので、こういった行き来できるような連携というのは必要なのではということで、いろいろお話をさせていただいている状況でございます。</p> <p>また、上峰町、佐賀県ですけども、そちらのほうにつきましては、文化財専門委員さんと一緒に視察のほうに伺いまして、上峰町の指定地を見学させてもらった後に、ご担当者の方からいろいろ話を伺うような機会がありましたので、今でもご連絡を取らせていただいているような状況でございます。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>関連です。</p> <p>この新しいですね、東峰村で大きな宝物ができたというふうに感じています。これを、やはり住民の方にですね、立派な報告書ですけど、分かりやすく説明し、理解していただくことが必要ではないかなと思います、そういったことについて、何かご計画があればお尋ねします。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	<p>まず、この保存活用計画につきましては、今年度、発展形の整備基本計画を作っておりますので、そういった中でまたどういった周知の方法がふさわしいかということも、外部の委員さんも含め検討をしていきたいと思っておりますので、まず、これの展示等がですね、どのような方向でいくとか、そういった詳細が整ってきた段階で、周知するパンフレットの作成も必要ではないかと考えております。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員

2 番	<p>展示のことを紹介することも大切ですけど、その前に、いろいろ村民の方、若干は知っていると思いますけど、これほど詳しく調査して、非常に価値があるんだということも、私自身も認識を新たにしました。</p> <p>そういったところの段階でも結構ですからですね、何らかの方法で住民の方に知らせることも必要はないかなと思って質問したところです。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	<p>昨年の10月ですね、令和4年の3月にですね、こちらが国指定の天然記念物に指定されましたので、それを記念しまして、昨年10月に国指定の天然記念物指定記念講演会という形で、午前中に埋没樹木の一般公開と、午後からですね、下山正一先生という阿蘇4の九州での第一人者の方に来村いただきまして、講演会を行っておるところでございます。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2 番	<p>そのことは私も認識してました。ただ、行きたかったんですけど、別の要件でですね、残念ながら行けませんでしたけど。</p> <p>やはり資料としてというか、パンフレット式で誰でも分かりやすいような資料が配布できればなということで、ご質問です。</p>
委員長	内野主任主事
教育課主任主事	<p>そういったですね、普及用のパンフレットというのは、私たちも必要かなと思っておりますので、また、そういった整備基本計画等の委員会の中でですね、ある程度方向性が確実に固まった後に、またきちんとしたものをですね、お配りできるように検討をしておるところでございます。以上です。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10 番	<p>決算書の75ページ、10款5項3目体育施設管理費で、今回不用額が出ています。不用額の中身は、多少は分かるんですが、この需用費の中でのですね、100万以上出ていると。これは、たぶん村民センターが改修等で利用できなかったというものが要因なのかなという気はするんですが、その辺りの要因というようなものとですね、これが今後についてですね、変えております。LED化もしておりますよね。いろんな費用が削減されるのではないかと。その工事によつての次年度におけるですね、見込等の考え方があれば、それを教えていただきたいんですが。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>お尋ねの件ですね、こちらがまだ十分把握が、不用額の詳細、そして来年度に向けての内容につきましては、会期中にお調べして、お答えをしたいと思います。</p>
委員長	10番 伊藤委員
10 番	<p>申し訳ないんですが、それぐらいすぐ分らなければいけませんよ。</p> <p>実質、じゃあ、不用額が、自分たちが不用額を出しているんだから。</p> <p>じゃあ、それをなんで。ただ数字を並べる話ではないからですね。そのところはもう少し、すぐ答えられるような形にですね、やっといってもらわないといかんのかなと。</p> <p>結局、その施設をしっかりと改修しました。利用を上げていかないと。その中で費用も出てきますというのは重々分かるんですね。</p> <p>じゃあ、今後においては使用料が変わるとか、というようなことまで考えがあるのかというところが一番重要なところかなと。</p> <p>確かに、今度冷房かな、あれに付けたからお金を負担をしてもらわないかんというようなことは出てきておりますけれども、実質、じゃあ、村民センターが、これ主な話になってくるかと思うんですけど、その辺りの考え方もですね、やはりこの不用が出たときにもしっかりと考えておかなきゃいけないのかなと思います。</p>

	<p>今、答えが出ないと言ったのを出せというわけにはいきませんからね、しっかり考えとっていただかなきゃいかんということを、ちょっと言わせていただけるかなと思います。</p> <p>もう答えはないんですから、いいです。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>決算書の69ページをお願いします。</p> <p>10款2項1目学校管理費のところの需用費で、修繕費がございませう。</p> <p>今、全児童生徒にiPadが割り当てというか、持つことになっているかと思ひませうけれども、この令和4年度の中でもiPadの不具合であったりとか、何かトラブルで修繕することがあったりとか、そういった事例はあるのか、ないのか、お尋ねいたします。</p>
委員長	教育課長
教育課長	iPad等、タブレット等につきまして、今のところトラブルで、それに関する修繕等は発生していない状況でございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>以前にもこういう質問があったとは思ひませうけれども。</p> <p>例えば、故障した際に、誰がどの責任で修繕費を支払うかというところがあるかと思ひませう。学期のはじめとか学年のはじめに、じゃあ、PTAの保険、何かの保険だったと思ひませうけれども、それに加入して、要は、対物であったりとか賠償責任保険というのかたならなければならぬのか、どういったときに自己責任で、どういった場合に学校のほう、村の予算で修繕をするのか、そういったところの決まりというの、何か作られているんでしょうか。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>例えば、故意による、壊したりとかですね、例えば、災害等で壊れたりとか、そういったものは、個人の責任には介さないことになっておりますが、何がしかの持ち主もしくは保護者によって壊されたりするような事態になったときは、個人の責任において修理をしていただくというふうな取り決めまではしていただいております。</p> <p>それ以外の細かい取り決めについては、まだ十分詰められていない状況にありますので、再度協議、今後きちんと確認をしていかなくてはならないと思ひませう。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>私も子どもが今年1年生になって、タブレットどれくらい使うのかなと見たら、やっぱり今回の災害のときなんか、非常に大きな学習の戦力というかですね、実感させていただいて、この前の体育祭、運動会のときも毎日のように持って帰って来て、ダンスを練習してですね、非常に使い方としては今の時代だと思ひ反面、毎日持って帰って来てという部分が出てくると、どうしても子どもだけでは管理できなかつたりとか、非常に管理の部分難しいなというところがあると思ひませう。</p> <p>不可抗力的な部分で故障したりというところが、やっぱり出て来やすいところなので、ぜひ、その取り決め等をですね、また保護者と学校、教育委員会含めてですね、どういった場合にどういった対応をするというのを、ぜひ、明確に、学年ごとでもいいですし、そういったところの準備が、今後使用頻度が上がるにつれて必要なのかなと思ひませう。ちょっと意見的な部分なんですけれども。</p> <p>もう1点ですね、タブレットに関しても先行的に入れてた分というのもあったと思ひませう。結構年数が経ってきて、こういうタブレット系、iPad系に関しては、やっぱり5年程度で基本的にはもう機能的に、時代が旧世代になってしまうというところもあるので、現状のところの教育委員会としての把握として、もうぼちぼち更新というのが近づいているのかどうか、その辺の備品管理の観点からお尋ねいたします。</p>

委員長	教育長
教育長	<p>まず、タブレットにつきましては、先ほどのお尋ねなんですけど、年度当初に、保護者の説明会の中でですね、文書でもそうなんですけど、基本的にやっぱりこれだけ高価なものですので、子どもさんにやっぱり指導をしてくださいと。</p> <p>やっぱり一つの戒めじゃありませんけど、壊した場合は、わざと投げたとか踏んだとか、そういう壊した場合は弁償をしてもらいますと。</p> <p>それがなかなか叶わない場合は、そういうふうにならないように保険にかたっとしてくださいということは言っています。</p> <p>ただ、現実的に、なかなか東峰学園の子どもたちは、そういう乱暴な子はあんまりですね、おとなしいです、あんまり今のところはあってありません。</p> <p>ただ、そういうことが起きた場合は、そういうふうなことで、ちゃんと弁償はしてもらいますと、いうことは話しておりますので、保護者の方々も共通理解はしていると思います。</p> <p>ただ、一般機にもう使ってて、いつの間にかおかしくなったとか、そういった場合はやっぱり村のほうの弁償というかですね、修理をしていくというところです。</p> <p>それが1つと、もう1つは、今後更新のときに、どのように対応するかということなんですけど、これはまだまだ他の自治体でもはっきりはしていません。</p> <p>一応この前、超党派の議員連盟、国会議員の連盟の人たちと我々教育長レベルで、オンラインで話をしました。</p> <p>そしたら、とにかくその超党派の議員の方々は、やっぱりギガスクール構想の次の段階に対応できるように、やっぱりそれだけの予算確保を要望していきたいと、いうふうなことを言っておられます。</p> <p>ですから、ぜひ、そのことをお願いしますということで、個人的にもお話ししております。</p> <p>ただ、なかなか今お金を出さない方向が強いので、その辺りは3分の1なり2分の1なり減らされるかもしれませんが、あとは最終的には各自自治体のほうですね、対応していかなければいけないんじゃないかなという予想はしております。</p> <p>できるだけ国のほうも国庫補助、また県のほうからも補助、そういったものをお願いするということで、これから動いていきたいと思っております。以上です。</p>
委員長	ないようですから、これをもちまして、教育課の質疑を終了いたします。
休憩	
委員長	13時まで休憩いたします。 (11時59分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、ふるさと推進課の質疑を行いたいと思います。 (13時00分)
委員長	<p>所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。</p> <p>ふるさと推進課の質疑はありませんか。</p> <p>3番 佐々木委員</p>
3番	<p>決算書33ページ、2の1の29のところですね、移住対策業務関係ですが。</p> <p>いただいた資料の中には、毎年40件ほどの相談があっているということなんですけども、どういう効果があっているのか、また、どういう相談があっているのかですね、そういったことをもう少し詳しく聞かせてください。</p>
委員長	室井主任主事
ふるさと推進	移住の関係でご説明させていただきます。

課主任主事	<p>移住の相談についてはですね、まず、移住希望者からの相談ということで、仕事とか生活に関すること、またですね、移住希望者へのフォローアップ、移住後のサポートを行っているところです。</p> <p>相談の内容には書いてはいないんですけども、その他の業務としまして、情報発信業務を行っているところです。</p> <p>効果につきましてはですね、こちらに書いてありますようにですね、一定数の相談件数もありますので、こういった場がですね、必要だと考えているところです。</p> <p>相談件数もこういう一定数あるので、一定の効果があるものと考えておるところです。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>一定効果はあっているということですが、これは、移住相談コーディネーターのところに直接行っているのか、村のほうに来ているのか。それから、効果はあるというけれども、実際に移住して来られた方たちの人数と言いますか、世帯と言いますか、そういったことももう少し詳しく教えてください。</p>
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	<p>相談についてはですね、主に移住コーディネーターのほうにですね、相談が行くようになっております。</p> <p>空き家バンクの利用件数としましては、12件利用があっているところです。</p> <p>その内ですね、契約にあった分としましては、賃貸が1件、売却の分が1件、契約になっているところです。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>もう一度確認ですが。</p> <p>実際に相談に来られた方が、どれぐらいの方が住みついたのか、ということをお聞きしたいんですが。</p>
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	<p>件数については、1、2件ほどあったと記憶しております。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>同じように、空き家バンクのことでお尋ねします。</p> <p>登録申し込みが6件ということですが、全体の村の空き家の件数からすると少し少ないような気がします。</p> <p>これを積極的に空き家バンクに登録しませんかという働きかけはどんなふうに行われているか、お尋ねします。</p>
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	<p>空き家バンクの広報につきましては、広報誌の役場からのお知らせのほうにですね、ちょっとすみません、回数は、正確なものは言えないんですけども、数件ですね、PRということで載せています。</p> <p>また、ホームページ等でもですね、載せているところです。</p> <p>あとは固定資産税の納税通知書を5月に通知を送るんですけども、そのときにですね、併せて空き家バンクに登録しませんかというようなものをですね、毎年送るようにはしておるところです。以上です。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>関連です。</p> <p>移住してくる方がいる場合、この成果説明書の28ページですね。</p> <p>移住したら、福岡県の移住支援金が、これ2件入って、東峰村は0となっているんですけど、その移住した人たちは東峰村の支援金を申請しなかったのか、それとも受</p>

	けられない理由があったのか、お聞きします。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	この説明書に書いております東峰村移住支援金というものが、こちらがですね、福岡県の移住支援金とはまた別物になりまして、東峰村独自の移住支援金になります。この東峰村移住支援金と定住支援金というものがあるんですけども、この2つに関しては、令和4年度の1月にですね、施行しております。この移住支援金に関しては、移住したときに貰える支援金にはなるんですけども、その1月からということもありまして、今回はですね、0件というところになっております。
委員長	7番 大蔵委員
7番	よく分からなかった。この県から支援金2件ありますよね。その人たちは何月に入って受けられて、その後の東峰村は何月に入ったから受けられなかった。もうちょっと詳しくお願いします。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	福岡県の移住支援金については、こちらはですね、令和4年度の年頭に試行しております。この福岡県移住支援金と東峰村移住支援金は全く別物になりまして、2つ併用して受けることはできないため、どちらか一方、今回は福岡県移住支援金のほうで2件申請がありましたので、その分を支出しているところです。以上です。
委員長	1番 和田委員
1番	関連なんですけど、移住コーディネーター委託をしているんですけども、その委託してから先の、この42件のうち、どれが新規で移住申し込みか、移住者の移住してからの相談か、そういうデータというか、そういうのは課としては把握してないんですか。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	移住についての相談はですね、大まかには移住前の相談がほとんどになります。移住後についてもですね、相談を受けた際に、どの項目で相談がありましたというのはまとめておりますので、把握しているところです。以上です。
委員長	1番 和田委員
1番	じゃあ、東峰村に42件の件数があるんですけども、もうこれの半分以上は新規の問い合わせとかがあったということですか。今、村には移住希望者が年にどれぐらい、実際のところいるのか、教えてください。
委員長	室井主任主事
室井主任主事	この42件につきましては、本当に移住に関する相談もあるんですけども、それ以外ですね、細やかな生活に関する、入ってからの生活に関することとかですね、そういったものを含まれておりますので、実際に移住したいですというような相談についてはですね、もう少し少なくなるかと思えます。
委員長	暫時休憩します。 (13時11分)
委員長	再開いたします。 (13時14分)
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	相談についてはですね、仕事に関するものとか生活に関するもの、また空き家に関するもの、移住支援制度とかですね、あと単純に東峰村に行きたいというような相談、幅広い相談を受けているところです。

	その内の2件ほど、先ほど申し上げた2件ほどが移住に結びついているところで す。以上です。
委員長	1番 和田委員
1番	東峰村自体も移住・定住を、促進をかなりしているんですけど、なかなかうまく行 かない状態がずっと続いているんで、もうコーディネーター委託とかしているんであれば、きちん とした情報とかデータを取って、今後に繋げるように役立ててください。
委員長	室井主任主事
ふるさと推進 課主任主事	そのように対応したいと思います。
委員長	6番 高橋委員
6番	先ほどからの移住に関係することなんですけども、徴求した資料のほうでお尋ねし たいと思います。資料2番ですね。 地域おこし協力隊の居住に供すると言いますかね、賃貸住宅について、一覧なんて すけれども。 これも前間から言っていることなんですけれども、地域おこし協力隊の住居が流動 化しないので、空き家バンクが流動化されないんじゃないか、ということをお願いして まいりました。 この借用期間を見てみると、やっぱり長いんじゃないかなと思うんですよね。 上から読み上げたら8年、7年、6年8カ月、6年8カ月、6年5カ月、2年10 カ月、1年5カ月。 やっぱり長いところに関しては、5年も越えてですね、村が借り上げているという 状況になって、基本的には、長年使われているということは、やはり使える状況、い つでも住める状況だからこそ長い間使っていけるものであるもので、実際にこの人たち が、逆に言うと定住、そこにも定住できてないという話でもあるので、非常にこの6 年以上経過している住居に関しては、空き家バンクにも回らない、定住にもならない、 ちょっと何か宙ぶらりんの住宅にしかなくなってないんじゃないかなと思います。 お聞きしたいのが、要は、8年も経っているところもあるんですけども、いつまで か、この地域おこし協力隊用の住居として、いつまでに、要は年限を区切って借用す る話になっているのか、もう取り敢えず地域おこし協力隊という制度がなくな らないうちは、借り続けますみたいな話を言っているのか、その辺についてお尋ねいたし ます。
委員長	池田主査
ふるさと推進 課主査	地域おこし協力隊の住居の借用期間につきましては、特に、いつまでという期限は 設けていないところでございます
委員長	6番 高橋委員
6番	やはりそこが移住施策をトータル的に見る中で、やっぱりもったいないんじゃない かなと。 つづみの里でもちょっと経験させていただいたことなんですけども、新しく協力隊 を呼んだりとか招聘する際に、住宅を見つけるお手伝いをしてくださいと言って。も ちろんそれは意味があって、やっぱりそのために住居をしっかりと見つけて、一緒に頑 張っていきましょうねという、そこは見えるんですけども、逆に、この長いところは、 もう貸しっぱなし、地域の人たちの協力も何かズルズルになってないかな。その施設 に入ったりする人たちの関係性どうなんですかというところに、非常に繋がりやす いのかなと思います。 要は、どこかで区切らないと、やっぱり膠着化を進めるかなと。 月額の賃料がですね、やっぱりちょっと空き家の家賃相場からすると、ちょっとい

	<p>いかなってしまうんですね。この家賃だったら家主さんは非常に貸し続けてもいいんじゃないかなと思ってしまいますし、ちょっと傷んだら行政のほうで修繕していただけるのなら、もう喜んでという形になってしまうと、この制度にしてしまって、空き家バンクに登録するより役場で地域おこし協力隊に使ってくださってというふうなほうが、非常に空き家が集まりやすいんじゃないかなと思うんですけども。</p> <p>空き家バンクとこの地域おこし協力隊の住居の関係性というのは、何か考えていないでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>空き家バンクと地域おこし協力隊の関係性、先ほど議員さん質問された分については、自分も、元々の地域おこし協力隊の住居の確保の発端がですね、やはり地域の中に交流して入ってもらって、やっぱり地域を好きになっていただくというところで、地域の中で住居を探そうということで空き家を探して、お借りしたという経緯があるのはご存じのことかと思っております。</p> <p>ただ、それも始まってからですね、10年近くなる中で、課題意識としては、ちょっと同じと申しますか、1つあるのが、やっぱり広いと、1人で住むにはちょっと広すぎる。</p> <p>もう1つあるのが、前回ちょっとあった課題の中で、やっぱり卒業と言いますか、協力隊が終わった後に定住をしたい。そのままその家に住み続けたいという話があって、それをあったときに、その貸主さんのほうの意向を聞いたら、やっぱり個人の貸し借りというよりは役場のほうにお貸ししたいという意向があった、ということもあったというふうに聞いております。</p> <p>その中で、今考えているという絵、今やっているのが、今回補正予算に計上させていただいておりますが、単身向けの住宅を整備する中で、そちらのほうに協力隊さんに入ってもらえれば、空き家のほうが空く。その空き家について、しっかり村が全体的に関わるという話も言っていた中で、そういった形で、先ほど申しました流動化と申しますか、そっちのほうの流れにですね、持って行けないかなというのを、今、ふるさと推進課、農林建設課のほうと、可能性について協議、もうこれをしているところで、方針としてはまだ決定いたしておりませんが、そういった形でやっていかないと、家族向けの住宅って、造るにしても、3棟造れば1億とかかかりますので、そちらのほうも当然考えなきゃいけない。その住宅については、やっぱり定住していただくための住宅ということで、やっぱり住み替えという制度を、地方創生のまち・ひと・しごとの2期計画で上げています。</p> <p>実際、村にお試しなり住宅に住んでもらう、空き家に住んでもらう。そのまま空き家に定住すれば売買が成立するとか、そういった形、あと住宅に住んで、住みたいときに紹介できる物件があるとか、そういうふうな流れができないかなというのを、いろいろとここ数年、1年、2年の流れの中でですね、考えているところではございません。</p> <p>ちょっと具体的に、こうするという結論までのご報告できませんけど、そういった形でやっぱ空き家の有効な活用というのは、今後さまざまいろんな形で他の議員さんからも質問がっておりますので、考えているところでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>住宅に関しては、その建てる方向というのは非常に分かります。そういった形で村営住宅に住みながら仕事をして、さらにはステップアップして定住していくというやり方は、非常に分かります。</p> <p>ただ、1回この借家の、たぶん今7軒以上あるんだと思いますけど、これを整備していかないといけないんじゃないかなと。</p>

	<p>さっき言われたように、個人には貸せないけども役場になら貸せるという、その図式が成り立ってしまうと、もう結局は、行政にしか貸せませんよと言っているようなものなので、だったら、こんだけこの平米35㎡以上であれば3万円ですよ。それが3年間家賃収入として入るのであれば、やはりそこが一旦の区切りじゃないかなと。</p> <p>そういった区切りをして、例えば、3年間地域おこし協力隊を家主としても応援して、定住してもらうとか、そういうふうな協力体制を築いていかないと、ちょっとやっばり行政ならというふうな借り方をしていると、もったいないかなと。</p> <p>せっかく公費で改修もできるその仕組みにもなっているので、制度の使い方っていうのをうまく活用して空き家バンクに流す、それは使い方としていいと思うので、地域おこし協力隊をステップにして、空き家バンクと連携していくということ、ぜひ、検討していただきたいな。</p> <p>もし、その住宅、村営住宅は必要だと思います。それと同時並行で、ぜひ課内でも、連携を取っていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>おっしゃられるとおりでというふうに思っております。</p> <p>特に、今、昨日も言いましたけど、空き家対策が総務企画課、空き家活用がふるさと推進課、住宅の整備が農林建設課という形で、ちょっと分かれている分があって、自分が機構改革をするときも、できるだけ1つの課で、1つの事業が完結できるようにという形で、ちょっと大変なんですけど、ふるさと推進課に日田彦の関係とか、全部持ってもらったような形になっておりますので、空き家に関する分にも、やっぱりそういう中で、やっぱり1つの窓口でできるような形で、しっかり人口増の対策、移住対策ができるような分です。その中で地域おこし協力隊の役割、住処をどう考えていくかというのを一緒に考えるという形で、やっていくべきじゃないかなというふうに、ちょっと思っているところがございますので、これについては、しっかりしたご意見をいただきましたので、ありがとうございます。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>決算書の32ページの下のほうになります。</p> <p>18節負担金補助及び交付金の中に、起業支援補助金というのが200万使われているようです。</p> <p>これは、たぶん協力隊などが独立したりする、定住に向けての支援金かなというふうには思いましたが、具体的にどういうふうに使われたのか、ちょっとお聞かせください。</p>
委員長	池田主査
ふるさと推進課主査	<p>地域おこし協力隊の起業支援補助金、2名、200万円ということで、決算のほうに上げておりますが、それぞれですね、退任をされた方が起業を村内でされるときに、費用を補助しているものになるんですが、それぞれ申し上げますと、お一人が個人事業主として、村内を拠点にですね、起業されて、主にデザインのお仕事をされているものになります。それに必要なパソコンだったりとか、そういうものの購入に補助を充てております。</p> <p>もうお一人がですね、レストランの運営業務ですとか、農産加工品の開発・販売、ふるさと納税の登録商品なんかを開発する業務を、総合商社的なものを、法人だったかと思いますが、立ち上げるというところで補助をしているというものになっております。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	よく分かりました。

	<p>ただ、これ3年間、とりあえず1年、1年の3年間というのは、たぶんあると思います。</p> <p>途中で辞められても、やっぱり同じように独立する場合は支援をしてもらえるということになりますか。</p>
委員長	池田主査
ふるさと推進課主査	<p>まずですね、最低限1年以上は地域おこし協力隊の任期を全うしていただかなければ、この補助対象にならないということになっております。</p> <p>というのが、総務省の制度でありますけれども、交付税措置の対象にこれもなっております。最低1年以上はその任期を全うしなければ対象にならないよという制限になっておりますので、そういう対応を取っているところでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>徴求資料の資料4番をお願いいたします。</p> <p>観光プロモーション補助金についてです。</p> <p>合同常任委員会の折に、道の駅さんと陶の里館利用組合さんと1件ずつ出されてたので、何か行われる場所は一緒のような気もして、ちょっとこの質問をさせていただいたんですけども。</p> <p>ちょっと事業内容を見たら、違いがすごく鮮明に分かって、理解はできたんですけども、上のほうの道の駅のグランドオープンに係るイベントのですね、この観光プロモーション補助金を使われているというのは、ちょっと村の体制としてどうなのかなと思ってですね。</p> <p>このグランドオープン自体は、おそらく陶器エリアのほうのリニューアルということで、たぶんグランドオープンされたと思うんですけども、それもその国の補助金を使われて、大々的にその陶器のほうを改修されてるんですね。</p> <p>村を挙げてそれを応援していくという流れであれば、ここの予算はしっかり村で予算化されるべきなのじゃないかなという感じがしたんですけども。</p> <p>今、この観光プロモーションも1割の負担がある補助金で、結構使い勝手がいいものではありますけれども、経緯的に、そういう村としてグランドオープンのイベントの費用等を予算化、なぜ、せずに観光プロモーションを使うというふうになったのか、経緯をお尋ねいたします。</p>
委員長	池田主査
ふるさと推進課主査	<p>今、委員がおっしゃったとおりですね、この道の駅の改修グランドオープンというのは、トーキョーコーディネーター事業の一環として行ったものでございます。</p> <p>オープニングイベントをどうしますかという話はですね、道の駅と協議はしているところでございます。役員の方なんかとはですね。</p> <p>その中で、あまり大々的にこちらのほうで、村のほうで手当してやるところまではいかなくてもいいよという話があったと記憶しておりますが、その中で、駅長さんとお話をする中で、道の駅として、こういったグランドオープンの賑やかさではないですけども、イベントを自主的にやりたいというお話がございましたので、この点に関しては、この観光プロモーション補助金で対応したという経緯で認識をしております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>時期的にまだコロナが完全に5類にいつてない中での話なので、難しい部分もあったとは思いますが、</p> <p>指定管理施設としての考え方ですね、その事業を自主的に行ういろんな運営にあたってしていくのは、やっぱり指定管理者が独自にいろんなアイデアを持ってやっていくべきではあると思うんですね。</p>

	<p>ただ、その施設の改修であったりとか、何か村が思いを持って新たな施設の道を示すときに、やっぱそこを村としての発信というか、それがその予算化であったり、イベント化という部分に関しては、やっぱりよりその突っ込んで考えていただきたいなと思います。</p> <p>ちょっと何か話を聞く中でも、確かに寄り添っている部分はあるとは思いますが、なんかうまくコロナも明けたことなんで、今後もそういう施設の寄り添い方、イベントのやり方というのが、ちょっと観光プロモーションの事業に頼りすぎてないかなという部分が、非常にしたところです。</p> <p>他にもやっぱり一覧を見ているかぎりでは、指定管理施設がかなり手を挙げられて、この観光プロモーションを使われているので、やっぱりその観光プロモーションだけじゃなくて、施設との寄り添い方が必要じゃないかなと感じる部分があるので、ぜひ、今後も指定管理施設が考えるイベント等に関しても、ぜひ、寄り添っていただければなと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>指定管理施設というところですね、村の施設を管理しているというところで、基本的に指定管理者の方にお任せしているという部分は、委員さん言われるように、大きいところはございます。</p> <p>村が主導ですね、施設の改修等、大々的に外にアピールする。そういったところは、施設ごとの形態等もございまして、ケースバイケースのところもあるかなというふうには思っているところでございます。</p> <p>できるだけですね、村としてもいろんなPR等はしていきたいというふうには考えておりますので、可能なかぎり寄り添うというかですね、支援等はですね、していきたいというふうには考えています。</p> <p>ただ、実際の事業のあり方が、その時期ですね、状態、そこら辺を勘案してですね、適宜その辺は決定していければというふうには考えているところです。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>先ほども空き家バンクの登録者が少ないということで、どういった方法をとっているかということで、ほとんどが文書によるですね、PRみたいでした。</p> <p>その文書のPRで、どういった文書に回答してですね、それに相談というか、空き家バンクに登録しようというような結果が分かっておればお願いしたいんですけど。</p>
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	<p>空き家バンクのPRに関する回答と言いますか、回答なんですけど。</p> <p>固定資産税の納税通知書に納付した件についてはですね、私の記憶しているかぎりではですね、2、3件ほど申し出があったと記憶しております。</p> <p>あとはですね、それが直接結びついているかどうかは分からないんですけども、ホームページ、SNS等で、そういう空き家バンクに関するものを載せておりますので、その後役場のほうにですね、問い合わせ数件あったと記憶しております。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>お答えありがとうございます。</p> <p>先ほど言いましたように、空き家バンクの登録、非常に推進することは大切だと思うし、これからの地域づくり大きいと思います。</p> <p>実は私、区長世帯を代表してですね、昨年3月に空き家対策協議会に出させてもらって、その計画書を見せていただきました。そのときに意見書をどうぞということで、空き家バンクのことも書かせていただいたんですね。</p> <p>本当に担当者は忙しいと思うんですけど、やっぱり直接対面で話す。これがやっぱ</p>

	<p>り一番有効かなと思いますけど、なかなかそこまで時間が取れないのが実情ではないかなと思います。</p> <p>そういったところでは行っているかどうか、お尋ねいたします。</p>
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	<p>先ほど議員さんおっしゃられた空き家対策協議会の中で、村内の空き家を把握しておるところですので、その名簿リストに沿ってですね、全体にまだこれは、かけれてないところもあるんですけど、何件かですね、直接声をかけさせていただいたり、今後はですね、その移住コーディネーターさんとも協力しながらですね、そういう空き家バンクの登録促進に尽力しようと思っておるところです。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>続けて空き家のことで恐縮ですが。</p> <p>もう1つ今、室井さんお答えしたホームページの利用がありましたですね。私もそれは非常に有効だと思っています。</p> <p>ただ、今回一般質問でもホームページさせていただいてきましたけど、やはりちょっとやっぱり空き家バンクのところも、もう少し工夫があったほうがいいのではないかな。</p> <p>特に、子育て世帯にですね、やっぱり移住していただくためには、子育て世帯の方がどんなものを求めているか。やっぱり村に住んでみたいという決断をするためには、大変それに沿った情報が必要ではないかなと思いますけど、そういったところの工夫を、これからどんなふうやっていくか、お尋ねします。</p>
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	<p>空き家・移住等に関するホームページの件についてはですね、今後住民福祉課のほうと連携しながら、移住者が来たくなるようなホームページ、これ見たら内容が分かるようなホームページにですね、改修をしていこうと思っております。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>今の空き家バンクに関連です。</p> <p>朝倉市とかですね、らくゆう館などに行ったら、かなり売り物の家をですね、お知らせしているんですね。</p> <p>だから、そういったところにもいろいろ紹介をするといいなと、ホームページだけではなくて。</p> <p>なんかやっぱり用があつて来たときに、さっと見れるようなところの掲示も必要ではないかなというふうに思いますが、今、村の中で、そういうふうに出しているような家もあるんでしょうか。</p>
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	<p>現在、空き家バンクに、ホームページ上に掲載している売りの物件に関してはですね、今のところ2件ほどあったと記憶しております。</p> <p>先ほどおっしゃられたようなですね、ホームページだけではなくて村内の施設等にもですね、そういう空き家に関する情報があればですね、そういった記事を貼らせていただきたいなというふうに考えております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>徴求資料の6をお願いいたします。</p> <p>労務班作業内容内訳なんですけれども、農林建設課に係る部分のも合わせて、たぶん入れていただいていると思うんですけども。</p> <p>まず、どこからどこまでが農林建設課で、どこからどこまでがふるさと推進課の範疇なのか、ご説明をお願いいたします。</p>
委員長	室井主査

ふるさと推進課主査	4月から12月分までがふるさと推進課で支払いをしているものです。 1月から3月につきましては、農林建設課のほうで支払いをしている分です。
委員長	室井主査
ふるさと推進課主査	すみません。 林道関係のほうがですね、農林建設課のほうで、公共施設に関する部分がですね、ふるさと推進課のほうで金額を支払いをしております。
委員長	6番 高橋委員
6番	確認なんですけれども、城ヶ迫線と岩屋公園の間で線が引かれるということによろしいでしょうか。
委員長	室井主査
ふるさと推進課主査	議員さんおっしゃるとおり、城ヶ迫線と岩屋公園で分かります。
委員長	6番 高橋委員
6番	ここからちょっとお聞きしていきたいんですけども。 ちょっともう課の範疇を超えてしまうので、なかなか担当課の方々にお聞きしにくいんですけども。 このバランスを見てみると、やっぱり林道の整備のほうが圧倒的にウエイトが大きいのかなと思うんですね。 だけれども、その労務班の班長さんはふるさと推進課所属みたいな形になって、どっちかという、もう作業的に農林建設課な動きをして、その合間見てその景観整備をされているような雰囲気には感じないんですけども、この所管について、業務上農林のほうに入れてたほうが、確実に林道整備を中心にされてるような感じに見えるんで、仕事がしやすいようにも感じるんですけども、そういった所管、なかなかちょっと担当課レベルじゃ難しいんで、もしちょっとお答えいただけるならお願いいたします。
委員長	村長
村長	元々の目的が美しい村をつくろうというところから始まっておりまして、元々企画政策課のほうを担当をして、そのまま美しい村の移管がふるさと推進課になりましたので、労務班の人員の所管としては、今、ふるさと推進課ということになっているところがございます。 実際に美しい村づくり事業で労務班の予算、また、林道維持費の中での労務班の予算という、自分としても2つに分ける意味というか、理由というかですね、そこははっきりしてない部分がありまして、1つにできないのかなというのは、ずっと言ってる分なんですけど、そこはまだちょっと進んでないと思っております。 元々が美しい村、地方創生の取り組みの中から始まったものではあるんですけど、美しい村をつくるというのが目的でありましたので、今は実際林道のほう結構延長も大きいし、荒れるのも激しいんで、そっちのほうに日数としてはですね、関わっている分が多ございますけど、元々の目的としては、そういう形であったということで、ふるさと推進課のほうに持っていただいているところがございます。
委員長	6番 高橋委員
6番	ぜひ、効率的に課としての動きとリンクしてですね、ぜひそこを考えていただきたいと思うのと、あと、下のほうに個人別集計がありまして、登録が6名ということで、その中でも1名の方は支払いが発生してないので、事実上5名みたいな中で、この7月の災害以降にもですね、ボランティアセンターと連携して動かれていたということも把握しているんですけども、その中でもやはり動くことができる労務班の個人の方々が、なかなか少ないという現状もお聞きしている中で、人員確保等の取り組みと

	<p>というのは、現状何かされているのか。もう取り敢えず前から登録されている方々でも細々とやっていくような体制なのか、そこの先行きも含めて、ちょっとお尋ねしてもよろしいでしょうか。</p>
委員長	室井主査
ふるさと推進課主査	<p>登録の方が6名いらっしゃいまして、今のところ作業内容です、作業員の方が不足しているということの状況はですね、ないようなところでございますので、不足する場合ですね、そのときに募集をかけたいというふうに考えております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ちょっと整理すると、現状6名体制でいってまして。 今後は、新規募集というのは、何かしらか業務量が増えないかぎり、このままの体制でいくという形でしょうか。どういう年齢構成になっているかもありますけども、その辺をお尋ねします。</p>
委員長	ふるさと推進課長
ふるさと推進課長	<p>今、現在ですね、6名で業務量的にはなんとかこなせているというところで、現状で来ていたわけですけど。 やはり将来的なところを考えると、欠員等が出たりとかするところもあるとは思いますが。この辺はですね、今の人員の体制、それと今後の、毎年どのくらいなるか、既定的な分というのはですね、ある程度分かるとは思いますが、その辺とか年齢構成等勘案してですね、適宜募集等が行える状態であれば行ってはいきたいと思っておりますけれども、ちょっと現状、ここ数年ですぐにという感覚では、ちょっと今のところなかったものからですね、今のところは考えていなかったところですけど、今後その辺のところも含めてですね、見直しとかですね、いろいろありますので、そういったところも考えていきたいというふうには思っております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>災害のときにいろいろ活躍されてたんですけど、班長の方ともう1名の方ぐらいしかなかなか人が集まらない話を聞いてたんで、ちょっとこの数字で出てきているのと実態がどうなのかなという部分もありましたので、体制的に大丈夫かなと思って質問したかぎりです。 ぜひ、その実態と併せて、村として労務班を今後も継続していくのであればどうしていくのかというのを、ぜひ、検討していただきたいなと思います。 もう1点、別の質問で申し訳ありません。資料3のほうをお願いいたします。 それの2番目ですね。雇用創出促進補助金についてです。これ継続して、これも確かまち・ひと・しごとの関係だった気がしますが。 毎度この詳細を聞いたりするんですけども、なんか大体この宿泊事業者、建設事業者みたいなセットで出てくるような感じがあるんですけども。 これの決り的な部分でですね、基本的に事業所もしくは会社自体の、要は、従業員が1増になったものに対して補助が行われるのか、新規で取り敢えず雇用して6カ月間働いた人だけに対して補助されるものなのか、ちょっと制度上のもをお聞きしてよろしいでしょうか。</p>
委員長	池田主査
ふるさと推進課主査	<p>新規雇用拡大の支援補助金ですけども、この、まず対象となる場所なんです、ここはですね、村内に事業所等を有していることというのが、まずあります。 そこで1人以上の雇用の拡大、雇用された事業者であることというふうに要綱上定めているというところがございます。 なおかつ、その中で、雇用されて6カ月を迎えないと補助対象にならないよということ定めているところがございます。</p>

委員長	6番 高橋委員
6番	<p>例えば、今まで7人だったと。それに1名プラスして8名の雇用になった、その1名の方が6カ月経過したら、この補助金の対象になりますよということで認識はよろしいでしょうか。</p> <p>それでいいんだと思うんですけども、例えば、8人になって、また7人に減りましたと。減ってまた8人に増やしましたと。なんかその繰り返しをしても、その対象になるのか。そういった除外規定みたいなものがあるのでしょうか。</p>
委員長	池田主査
ふるさと推進課主査	<p>まず、先ほど委員さんおっしゃられた前半のお話は、そのとおりの内容で対応しております。</p> <p>除外規定があるかということなんですけれども、要綱上は特になし、設けておりません。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>なかなかそんな、さっき言った例はないと思うんですけども、パートさんが増減したりとかいうのがあるので、そのやり方によってはエンドレスで辞めたり入れたり、辞めたり入れたりというのできる制度になっていたら、ちょっとどうかなと思ったので質問した次第です。</p> <p>あと、この事業自体がなかなか事業者さんに知れ渡っているのかなと思うところもあって、たぶんこれは申請主義なところがあって、言ってこないと分からないというところがあると、せっかく雇用を増やしたのにもかかわらず申請できてないところがあるんじゃないかなと思うので、何かこれに対してのお知らせの取り組みというのは、何かされているのでしょうか。</p>
委員長	池田主査
ふるさと推進課主査	<p>まずですね、補助金一覧を村から全戸に配布をしていると思うんですけども、まず、一旦それでお知らせを、周知を図っているところでございます。</p> <p>ただ、委員さんおっしゃるとおりですね、なかなか情報が行き届かないというところがあるかと思しますので、今後商工会等と連携しながらですね、事業者さんに向けて情報発信することなんかも、取り組んでいきたいというふうに考えております。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>成果説明書の29ページ、2款1項32目の中で、18番公式サイト改修事業、いわゆる村のホームページの改修事業がありまして、537万9千円計上されております。</p> <p>これの説明会が先月28日にあったときに、私が質問させていただいたのは、業者選定がどんなふうにされているかといったときに、指名プロポーザル方式だというふうにお答えしたと思うんですが。</p> <p>そのときに、そのコンサルタントが、今まで作った市町村のホームページとかも参考にしましたというふうに覚えているんですけども。</p> <p>もし差し支えなければ、コンサルタント名と模範となったホームページのある市町村を教えていただければと思います。</p>
委員長	室井主任主事
ふるさと推進課主任主事	<p>業者につきましては、業者名が株式会社BCC。そちらがですね、福岡市のホームページを作っている業者でございます。以上です。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>先ほどの村長の答弁の中で、ちょっと気になったものですから、再度お尋ねです。美しい村づくりの一環で労務班ができ、そして、いろいろ草刈りとかやっていると</p>

	<p>ということで認識はしているんですが。</p> <p>林道ばかりでなく国道辺りもかなり草が生えて、気になるところもあるんですね。年2回住民の方たちでそれぞれやっています。しかし、やっぱり雨がたくさん降ったりすると、すぐ草は生えてきますし、どうしても手の行き届かないところもあります。そういったところも、ぜひ労務班でやっていただければなと思うところもあるんですが、いかがでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>国県道の部分については、年2回の道路愛護というか、そこです、地元の方にきれいにさせていただいている分については、もう感謝申し上げるところでございます。</p> <p>国道部分と県道部分についての草については、県土整備事務所のほうの、管理が県になりますので、県土整備事務所のほうに要望を出して、年に1回ぐらいはやっていただいていると思っております。</p> <p>ただ、いろんな路線がもう何百キロとありますので、そういった中での取り組みをお願いしているというところで、労務班についても、先ほどいろんなやり取りがございました。</p> <p>今6名、実質5名ということで、どちらかという、人数に合わせたボリュームのものを計画して進めていっているというのが、実情ではないかなというふうに思っているところがございますので、国県道については、基本的には労務班の仕事としては難しいのではないかなというのは、ちょっと自分の率直なところでございます。</p>
委員長	3番 佐々木委員
3番	<p>細かいことになって申し訳ないんですが。</p> <p>例えば、あそこは「だまわり」と言いますかね、元梶原陶園があったところ、曲がり角のところですね、あの辺りの草がものすごくいつも気になるんですね。</p> <p>外部の方たちが国道211号線を通るということで、一番目に付く国道ですので、やっぱり気を付けて、やっぱり管轄が違うとはいってもわが村の土地であるし、一番大事なところでもありますので、心がけていただければと思います。</p> <p>回答があればお願いします。</p>
委員長	村長
村長	<p>ご指摘のあった部分については、結構道のほうまで木が入って来ているという現実があるというのはですね、見ているところです。電線にかかっている分の木とかですね、そういった特に危険を伴う部分については、ちょっと県のほうに要望してもなかなかしてくれないので、村のほうで切ったりとかですね、そういった部分はやってますけど、全体的な伐採という部分については、1回地区のほうからも要望があって、県のほうに確か要望は上げてたと思うんですけど、現実に今できてないというところですので、特に目立つ分については、改めてまた要望等はまた行っていきたいと思っております。</p>
委員長	1番 和田委員
1番	<p>成果説明書の24ページ、2款1項6目の委託料のところなんですけども、アクセス道設計業務委託。</p> <p>ちょっと総務のほうでも出たんですけども、これが大行司駅と棚田親水公園、両方合わせて760万ぐらい出ているんですけども、結局この2つは事業としては行わなかったんですけども、ちょっとこのぐらいの金額がかかるのなら、もう少し概算で、できるかできないか、するかしないか判断できないのかなと思ひまして、その辺はどうですか。</p>
委員長	和田課長補佐

<p>ふるさと推進課長補佐</p>	<p>今の和田議員からご指摘のありましたアクセス道業務委託についてですね、大行司駅と棚田親水公園駅、これについて概算で、できるかできないかということですけども。</p> <p>これについてはですね、当初、できるところで進めておりましたけれども、この業務を進めていく中でですね、いろんな課題点が出てきたり、JRとの交渉を進めていく中でですね、難しいところが出てきたというところというのが正直ございます。</p> <p>この中で調整期間というのかなり短い期間でございましたので、この事業を進めていく中でですね、結論というのが出て来ました。その関係上ですね、当初からのできるできないというのが、ちょっと判断できなかったというのが正直でございます。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>1番 和田委員</p>
<p>1番</p>	<p>これから先ですね、3駅周辺の計画で、このような事業に取り掛かることが多くなるとは思うんですけども、結局、無駄とは言わないんですけども、実になってない費用が出ているんで、その辺をなるべく減らすような感じでいってもらえたらなと思います。</p> <p>それともう1ついいですか、成果説明書の50ページ、7款2項3目需用費のところの棚田親水公園土砂撤去なんですけども、これは河川プールとかも関係してくるとは思うんですけども、29年の災害以降、毎年毎年土砂に埋もれては外して、年に2回外すときもありましたし、ほとんど利用されてない状況で、議会とかでも、何か対策は打てないのかという質問をしたところ、河川なんでできません、するのが難しいかもしれないけど、検討しますというような返答だったと思うんですけども。</p> <p>そもそも雨の量がこれだけ変わってきて、河川プールが実際にあそこで成り立っていくのか。もう水の量とかを考えて、もう毎年毎年お金だけかけるのであれば、ちょっとあそこの河川プールはやめて、他のところで検討するなど、そういう方向性のほうも考えてみたほうがいいのかと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>村長</p>
<p>村長</p>	<p>先ほどの分のアクセス道の設計についてはですね、午前中総務企画課の質問の中でお伝えしていたかなというふうに思っていたところなんですけど、説明が届かなかったのは申し訳ないです。</p> <p>棚田親水公園駅、大行司駅についても、どちらも測量と建設の方法を検討するという業務であったというところですよ。</p> <p>棚田親水公園駅についても現地測量を行って、今、3ルート、階段はあれでしたんで、基準ですね、8%の歩道じゃなきゃいけない、1mの段差ごとに踊り場というか、造らなきゃいけない、そういういろんな基準をクリアした中で法線を検討していただいて、概略の概略の数字までは出した。それがこの業務内容になっております。</p> <p>これについては、昨年来からの8月、9月の議会とのやり取りの中でも、一番簡便な方法でも1億2千万ほど、最もスロープの緩いものにすると2億円ほどかかるという中で、事業自体を取りやめるという判断をさせていただいたところでございます。</p> <p>大行司駅については、これも同じように測量して、今の作業道を使った場合の、ほんと概算の概算ですけど、その数字と、例えばエレベーターを使ったとき、あとはスロープカーを使ったときね、ほんとざっくりとした金額を提案していただいて、今年度この3駅の振興計画のかなも、皆様の意見も踏まえてどういう形にするのか、財源も含めてですね、やっていくということで、ここはもう造らないんじゃないかと、そういうふうに進めていきたいというところで、今、事業としてはですね、進んでいるところというふうに理解していただきたいと思います。</p> <p>それともう1つ質問のございました河川プールの件でございます。</p>

	<p>これはもう県営河川、管理が県というのはもう間違いのない事実ですので、県のほうに、どうにか土砂の堆積、これをまずは撤去してもらえないか。その中で、土砂が溜まる原因となる魚道ですね、魚道が、もう機能として全く果たせてない。そこが逆に土砂を堰き止める形になっておりますので、そこをなんとか改良してもらいたいという話はして、これについては、まず魚道の出ている鉄筋の除去とかですね、そういった部分をやりますという話はしてたんですけど、7月の長雨、災害によって、ちょっと今年度もできなかったという現実でございます。</p> <p>ただ、現況を見ますに、今年初めてというふるさと村からのご意見もいただいたんですけど、取水口のところからも川の水が上がり、親水公園自体に越水したというところを聞いております。これは、やっぱり河床が土砂の関係で上がって来て、今も実際に見ても2段目、3段目のプールの高さぐらいまですと土砂が溜まっていますので、ふるさと村としても、このような状態では毎年オープン前に体制を整えて、今年もオープンの予定だったんですけど、やっぱり準備段階でできなくなったというところで、いろんな、先ほど議員さん申されたような話とかもですね、役員会の中では出ているところがございますので、今後親水公園をどのように活かしていくかという部分については、そういった村、県、管理者であるふるさと村、そういったものの協議の中で方針を決めていきたいというふうに思っております。</p> <p>川をきれいに掘ってしまっていたらいいんですが、やっぱり川で遊ぶというイメージからいくとですね、違うところに造るよりはいいんですけど、そういった部分も含めて、今、協議というか検討をしているというところで、ご理解いただきたいと思ます。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	徴求資料の中の資料3、弟子入り支援事業補助金の中の家賃補助の分で、これは毎月毎月3万円の補助をされて、これは期限とかがあるんですか。お知らせください。
委員長	池田主査
ふるさと推進課主査	<p>お待たせをしてすみません。</p> <p>まず、弟子入り支援事業補助金はですね、家賃の最大が3万円までの補助なんですけども、家賃の8割、補助率としては8割で、最大が3万円ということで、最長3年間の支給というふうになってございます。以上です。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>ありがとうございました。</p> <p>これはやっぱり、私はこれを見たときに、延々と続くのかな、家賃補助がとか思ってしまった。</p> <p>補助金の中にも書いてありませんのでね、やっぱり3年間というふうに明示されたほうがいいかなというふうにな気がしました。ありがとうございました。</p>
委員長	これをもちまして、質疑を終結し、農林建設課に移ります。
休憩	
委員長	14時20分まで休憩します。 (14時09分)
再開	
委員長	休憩前に引き続き、農林建設課の質疑を行いたいと思ます。 (14時20分)
委員長	<p>所管のページは、お手元に配布しております費目ページ一覧表のとおりです。</p> <p>農林建設課の質疑はありませんか。</p> <p>3番 佐々木委員</p>
3番	決算書55ページ、18節の負担金のところですが、日本さくらの会というところ

	に5千円補助しているというふうに取りましたが、この日本さくらの会という会は、どんな会なのか、村として5千円入れているのはどういうことかということで、お尋ねします。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	こちらのほうですね、従前から負担金という形で入金をさせていただいているんですけども、一度ですね、はっきり記憶にないんですけど、ネットで調べたら公益財団のほうでされておまして、そういう桜のほうのほうですね、植樹をしている団体ということで、各県内のほうですね、自治体のほうもそちらのほうに協賛をして、負担金を払っているということで、村のほうの森林の涵養とかですね、景観といったところで、今、従来どおり今、負担金としてお支払いをしているといったような状況でございます。以上です。
委員長	3番 佐々木委員
3番	たぶんさくらの会ですから、桜をいろんなところに植えながら活動している団体だろうと思うんですが、村がわざわざそういう、というか、村でどんな活動をしているかが見えないですね。そういう団体に入れる必要があるのかどうか、ここはちょっと検討する必要があるのじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	一度ですね、見直しと言いますか、状況等を見させていただいて、また来年度の予算に向けて、予算のほうをですね、検討させていただきたいと思います。以上です。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>徴求資料のほうで質疑させていただきたいと思います。</p> <p>徴求資料の2セット目というか、後で出していただいたほうの確認事項、回答のほうの一覧になっているところですね。お尋ねしたいと思います。</p> <p>2番と3番の小規模治山事業補助金と里山生活空間保全地域防災事業補助金について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>令和4年度に関しては、主だったというか、大きな災害というのは起きなかったところでのこの、今回成果であるかとは思いますが。</p> <p>実際は、この令和5年度に、また6年ぶりと言っては非常に言葉は悪いかもしれませんが、6年間で起きてしまった部分で、もう一度この事業内容の整理ができたかなと思うんですけども。</p> <p>今一度お尋ねしたいんですが、この小規模治山も里山空間、似て非なる部分があるんですけども、全く別の事業と考えていいんでしょうか。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>小規模の治山の事業の補助金と、あと里山空間というところでございますが、この補助金一覧というものには書いている内容になってきますけれども。</p> <p>実際、小規模治山になりますと、裏山とかの部分で、土砂等が崩れたりとかするときに、家に被害が起きると。そのまま放置すればですね。そういったところを補助する形で、土工、あと法面・擁壁工など、そういったものを整備するような形を補助するものになります。</p> <p>里山空間になりますと、その周辺の家屋に隣接する支障木、あと危険、危険土砂を除去するというところについては、ちょっと似たようなところがございまして、家屋に対して、そういった支障木とかの伐採とか、そういったものを除去するようなものに対して補助をしているという形になっておりますので、事業そのものは、内容的には少し違うと言いますか、という形で今、認識をしております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	定義であったり、どちらも書いてあるのが、災害が起きた際にというのと、里山空

	<p>間のほうは未然に防ぐという部分もありはするんですけども。</p> <p>特に、小規模治山の場合に関しては、実際に災害が起きたところじゃないと、こういった事業が使えないものなのか、未然に防ぐという部分に関しては、広義的にそこを捉えることができるのか、お尋ねします。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課係長	<p>今、小規模治山事業の補助金というところについてなんですけども、この補助金のほうで言いますとですね、山地災害が発生した箇所でという言葉が入っていますので、基本は災害が発生した場所、法面がもう既に崩れたところとか、そういったところの部分で今、補助させていただいている形になっております。</p>
委員長	災害対策室長
災害対策室長	<p>この小規模治山につきましては、今年度また予算をですね、やっているんですが。未然に防ぐということもですね、今年度からやっっていこうと考えております。以上でございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>この小規模治山が結構、今後の家屋を守る防災対策に欠かせなくなる可能性もあるのかなと。</p> <p>今回の災害でもやっぱり6年前と同様の箇所で被害があったけれども、やっぱり県の治山にはかからないといったところがやっぱりあるので、じゃあ、どうするかというと、もうここしか今使えるものがないというところの中であると、そうなのかなと。</p> <p>お聞きしたかったのが、この2番の成果の回答の中で書いてあるところなんですけれども、この5件の小規模治山の補助金に関しては、やはりこの令和4年度までに何かしら被害があった箇所ということの認識でよろしいのでしょうか。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>この4年で、実際小規模治山でやっている事業については、5件ありますけれども、すべて被災を受けているところの部分の補修についての補助となっております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ちょっと質問を継続してしまっって申し訳ないんですけども、2点ほどちょっと懸念点があつて。</p> <p>やっぱりいろいろ相談を受ける中でも、家の裏の山の所有者は、家の方ではないというパターンが往々にしてある場合に、やはりその交渉に関しては、村はタッチせずに、あくまでも所有者間同士の協議ということになるのでしょうか。その辺に関しては、何か村からのサポートというものはあるのでしょうか。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>現在のところではですね、村がそこに、例えば、山と家の所有者が違うという中でですね、仲介して入ってという形では、今、実際のところはやってはないですね。役場としてですね。そういう事実があります。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>補助金という形上そこには踏み入れない行政のところはあると思うんですけども。</p> <p>要は、山の所有者を説得するには、なかなか素人の発言というかですね、その技術的なものであったりということが説明できないと、なかなか理解が得られなかったり、やっぱりその土地を分けてもらうような形にならないといけないので、そういった技術的な発言の補助であったりとか、そういった部分がないと、なかなかやりたけれども、「迷惑がかかるけん、言いきらないよ」ということを、よくよくお聞きすることがあるので、そこに対してのちょっと今後の担当課としての、災害対応で大変な部分になると思うんですけども、これから技術職員の派遣も行われると聞いてお</p>

	<p>りますので、ぜひ、その職員さん方がいる間にでもですね、そういったフォローもぜひ、検討に入れていただけないかなと思いますけども、まず、それについて、いかがでしょうか。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>議員おっしゃられるように、確かに法面の所有、山の所有者とお宅の所有者が違うといったところの中で、どうしても必要性というようなところ、そういったところは説明していかないとですね。</p> <p>実際これ、100%の補助ではございませんのでですね、そちらの法面、山を持つてある方の負担になるということもございますので、そういったことは、丁寧に説明ができるようなことは、こちらのほうも検討していきたいというふうに思います。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>ぜひ、そういった当事者間の交渉に立ち入れという話ではなくて、技術的なサポート、アドバイスという部分が、少し交渉を進めていくきっかけになるかもしれませんので、ぜひ、そういった相談があった際には、ご協力を願いたいと思います。</p> <p>後は、結局今回、災害が起きてしまって、じゃあ、これをどう使っていくのかという中でも、里山空間のほうに関しては、今回の災害の折には、これを使って土砂除去であったり支障木を、家にかかったりした分を、これを使っていただきたいというふうな話もお聞きしたんですけれども、そういう認識でよろしいのでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>全体的なこの里山空間と小規模治山の関係のやり取りをちょっと聞いておりました。</p> <p>里山空間については、元々そういう支障になるものを除去することにより、安全な生活を送るというもので、かかってきそうな木があるから危ないとか、木が成長して倒れて来そう、また、土砂がちょっとずれて来ているので除去したい、除去までですね、の部分の補助事業になります。</p> <p>小規模治山事業については、元々治山という名前が付いております。例規集の要綱上もですね、ちょっと読みますけど、「山地に起因する災害から村民の生命・財産を守るため、県の事業など、他の事業対象とならない小規模治山事業」ということで、言われていると思いますけれども。</p> <p>治山事業というのは、元々3戸以上であれば、県のほうに進達するものです。</p> <p>実際、災害を受けて、2戸以上であれば地がけという事業ですね、ただ、それにも該当しないものに対して、村としてはやっぱり安心して生活してもらうために、やっぱり災害が起きて、それを対策するですね、これが今言った部分になるんですけど。</p> <p>それだけでなく、やはり生活を守るために、事前にやっぱりこの辺りについても擁壁をしたいとか法面保護をしたいとか、そういうものに対して補助すべきじゃないかということで、今年度そういう形で、解釈の変更じゃないです。元々そういうふうに書いてますので、そういうところで今、取り組んでいるところであります。</p> <p>その中で、相談を受けたときには、やっぱり工法、業者さんの紹介、どういう業者さんがいいとかかですね、どういう工法が効果的とかか、そういう聞き取りとか要望とか、そういう部分の相談については、確かこれまでも受けていたことはあったと思います。</p> <p>ただ、用地に関してはですね、あまり介入すると、じゃあ、村が買ってとか、村の事業ですればいいとかいう話になりますので、そこはちょっと線を引いた上で、しっかりそういった体制はですね、取っていききたいなというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
委員長	6番 高橋委員

6 番	<p>今回災害が起きた際に、支障木の除去であったり土砂の除去というのを、里山空間を使っていただければみたいな話もお聞きしたような気がするんですけども。</p> <p>実際、こういう支障木であったり、土砂除去という話が、災害が起きた際にですね、なった際に、これを使えるのか、使えないのかっていうのが、事前に把握してないか、把握してるかで、全然態勢が変わってくるんですよ。</p> <p>要綱上読む限りは、逆に使えなくもないのかなと思ってしまいうんで、行政としての、今回どう対応したかというのは、ちょっと置いといて、今後もし、来年もこういう災害が起きそうになった、起きてしまった場合に、実際に、特に起こり得るのが、家に木がかかってきた、その支障木を、やっぱり切りきれの方ってなかなかいなかったりして、結構切れる方でも嫌がられたりするんです。</p> <p>やっぱりそれは、特殊な業者であったり頼まないといけないという部分に関しては、費用が発生したりというところを考えると、この補助金の使い方というのは、1つ出てくるのかなと思います。</p> <p>現時点で考えられている、この補助金の考えについて、お尋ねしたいと思います。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>里山空間の補助金ですね、これで、先ほど言われたように、家のところに木が倒れてきたといったときの対応をどうするかというところだと思いますけれども。</p> <p>ここについてはですね、この補助金を使っていただくように、相談があれば、そういう形で話をさせていただいているような実態があるんですけども、そうですね、为什么呢。</p> <p>きちっとですね、同じような災害が発生したときに、速やかにこの制度と言いますか、補助金を使えるような形になるようにですね、皆さんがご理解できるような形で、農林建設課としてもですね、サポートというか、お伝えというか、そういったことはしていきたいというふうには思います。</p>
委員長	6番 高橋委員
6 番	<p>ちょっと4年度の決算で、この災害のことに触れるのは、ちょっと厳しい部分もあるんですけど、ちょっとお許しいただいて。</p> <p>やっぱり6年前の災害のときに関しては局所的な、もう東峰村、朝倉で中心になってたんで、いろんな支援がそこに集中して行われたんですけど、今回はかなり広範囲な被災となってしまったんで、そういうマンパワー、人的部分というのが少なかったのも現状であり、反対に工事業者は復興工事をしていたおかげで、いたりという、いろんなバランス感があると思いますので、ちょっとその辺一旦整理していただいて、現状ある制度が、令和4年度の決算の状況も含めて、どこまでの部分、そういう発災対応とかでできるのかというのを、今一度整理をしていただきたいと思いますので、検討いただけますでしょうか。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>今までの災害、6年前の災害から今までの動き、それから4年度のところの部分での災害の対応、それと今年度発災しているというところもございますので、その辺を含めてですね、検討を進めたいと思います。</p>
委員長	4番 高倉委員
4 番	<p>徴収資料の決算に係る主要な施策の成果説明書の確認事項の説明と回答というところで、1番の13、成果説明書では13ページになっていますが。</p> <p>公営住宅の住宅使用料の滞納件数と金額内訳についてというふうにお尋ねしまして、その回答として、令和4年度で13件、過年度で56件というふうに書いてて、かなりの未収ですね。</p> <p>これは、同じ方がずっと支払いを滞ってらっしゃるんでしょうか。そこをお尋ねい</p>

	たします。
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>議員おっしゃられる、この公営住宅の滞納の額、確かに過年度分で56件、295万という大きな額がございます。</p> <p>こちらについて、すべてお一人の方ということではございませんけども、かなり前からお一方がですね、長いこと、ちょっと何年からというのは、平成26年ぐらいですかね、ずっともう滞納されているところがございます。その分の金額がかなり多いというところではございますが。</p> <p>現在、この長く滞納されていた方につきましても、今は、毎月ではございませんけども、定期的な形で今、この滞納額を徴収させていただきながら、少しずつですけども、過年度のこの滞納分、ここについて今、少しずつですが、減らさせていただくような形の努力はさせていただいております。</p>
委員長	4番 高倉委員
4番	<p>こうやって1人の方が、もしずっと滞納されているのであれば、何らかの問題があるのではなからうかと思ったら、他の援助の方法というか、そこいら辺も考えなければいけないのではないかなと思ったりしたものですから、住む家がないってとても悲しいことですし、払えない状況にあるのを払えと言うことも大変だけど、そうなったときはと思ってお尋ねいたしました。少しずつは滞納分を支払いをしながら、そういう誠意は見せてくださっているということで、そういうふうを取っていいかわかりませんが、分かりました。ありがとうございます。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>成果説明書の45ページです。</p> <p>多面的機能支払交付金事業で、支払交付金で258万5千円ほどあります。小石原農地・水・環境保全会、会の名前があります。</p> <p>すいと一小石原って前回の説明会のときに話したと思いますが、どういった事業に対して、こういう補助金が出るのかをお尋ねします。</p>
委員長	阿波係長
農林建設課係長	<p>多面的機能につきましては、いわゆる宝珠山地区というか、中山間地区ですね、小石原地域以外、鼓、宝珠山、福井とか、中山間直接支払の平地版といった形になります。小石原地域の約37haが対象地域ということで、今、こちらの交付金を払っております。</p> <p>内容的にはですね、基本的に中山間の直接払いと同じような草刈りとか、そういった管理のほうに支払いをしているところではございます。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>中山間地の傾斜のあるところの棚田に、平地版というふうに理解しましたが、これには国等の補助金はあるんですか。</p>
委員長	阿波係長
農林建設課係長	<p>中山間直接払いと同様にですね、国から県に入りまして、それから農地・水という向こうの団体さんですね、のほうに入金がなされているところがございます。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>次は、成果説明書の48ページをお願いします。</p> <p>森林環境整備事業費で、上段には森林経営管理制度推進業務委託として約1,000万、それから、基金積立金として1,200万ですが、2行目の基金積立金は、財源としては森林環境税が充てられていると思います。</p> <p>上の業務委託のほうは、財源が何かあるのかということが1つと、あと、調査委託</p>

	料になっていますが、委託先と調査の内容をお尋ねします。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	<p>こちらの分につきまして、まず国のほうからですね、森林環境譲与税ということで基金が来ております。その分の基金の積み立てということで1,200万ありまして、それを取り崩しまして森林経営管理制度の推進事業の業務委託という形でさせていただいておりますので、差額分はそのまま積み立てという形になっております。</p> <p>内容についてですけれども、今ですね、森林環境譲与税を使いまして、基本的にですね、どの市町村もですけれども、意向調査というのを地区を分けて行わせていただいております。</p> <p>その後ですね、今、年度ごとに計画はしているんですけども、意向調査を受けた後に、村の中に行きますと、もう森林組合さんが事業所になりますので、そちらのほうと協力しまして、施業可能な森林がどこかというところを、意向調査を受けて、今から順次していくというような流れになっております。以上でございます。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	今の意向調査、大変な作業だと思うんですが、何年ぐらいを目途にしているか、お分かりであればお答えをお願いします。
委員長	阿波係長
農林建設課係長	<p>令和3年度からこちらのほうの意向調査をさせていただいております、その3年度からの計画ですと令和12年度までに分けて意向調査を行いながら、令和3年度、令和4年度に意向調査が終わった分については、その仕分けと言いますか、施業判断というふうに申しますけれども、現地を見て、森林組合さんにですね、見ていただいたりして、そこが施業が可能かどうか見て、分類をしていきます。</p> <p>その分類が終わって、所有者の方がそこをしたいということであれば、それに向けて再度同意書等を取って、経営のほうに向けた森林かどうかというふうな流れになっております。</p> <p>それが大体1つの地区で4年程度かかりますので、それが順繰り順繰り令和12年度まで行っていくというような状況になっております。以上です。</p>
委員長	7番 大蔵委員
7番	<p>45ページ、6款1項4目農業振興対策費。</p> <p>毎年秋祭りで予算計上しておりながら、コロナの影響でここ何年か中止になっております。</p> <p>私、毎回こんなふうにコロナでこの500万ぐらいですかね、が使われないということになりまして、課の中でですね、この500万を農業振興対策費、他のものに流用できるかできないか、そういった検討等はしなかったのか、お聞きします。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	この秋祭りに関する予算、毎年確かに予算化させていただいておきながらですね、この流用に関しては、正直今のところ、現段階というか、ところまでは、そういう流用のことを考えているということは、課内で議論はしておりませんでした。
委員長	7番 大蔵委員
7番	やはり農業振興を大事だということをいつも頭に置いていただいて、このお金があればこういったことに使えるんだがなということを、課内でですね、考えておっていただければ、こういったふうに使えない金があったら使うと。そういったことを常日頃考えていただきたいと思いますが、その辺りどう思いますか。
委員長	村長
村長	ちょっと予算の執行の考え方ではございますが、秋祭り自体が振興開発基金であった、財源を基金で充てるようにしております。

	<p>これを農業振興に使うと、その財源を使えなくなるという事情もありますので、歳出があるからではなくて、やっぱりきちんとした計画の上です。</p> <p>今回、昨年、一昨年、その前からコロナの関係で、土づくり補助については8割とかですね、割合を上げて助成をさせていただいているところがございますので、これはもうきっちりと当初予算で割合等の制度についてはですね、しっかり示させていただきたいというふうに考えているところで、このコロナが収束した後でも農業振興は大事でございますので、基本的には、すべてが全部手厚くというわけにはいきませんが、集中的に取り組んでいただきたいところには、やっぱりそういった部分で、やっぱり手厚く示す分を、もう年度当初に示せるような形でやらせていただきたいというふうに思っています。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>徴求資料の中の分から質問させていただきたいと思います。</p> <p>公営住宅PFI導入可能性調査についてです。</p> <p>これまでも同僚議員の一般質問であったり、PFIについて、いろいろ村の回答があっておりますが、今一度この報告書というのを手元にある中で、村としての、この報告書を受けた立ち位置ですね、これを基にどう動いていくかという部分に関して、今の、現時点の農林建設課としての考えをお教えいただきたいと思います。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>このPFIの導入可能性の検討というところでございますけども。</p> <p>まず、これをなぜ、こういうふうにしてやっていこうかと思つたところが、やはりできるだけ住宅等を建設するにあたって、もしですね、建てるのが、費用を少しでも圧縮できたりとか、あと、管理運営とかに負担が少しでも減ったり、そういうふうなメリットがあるのであればですね、そういった制度を活用させていただこうと。</p> <p>あと、東峰村の公共施設等の総合管理計画の中でも、やはり住宅等の建設については、いろんな手法を検討したうえでですね、考えていきたいと思いますというようなことがございましたので、このような部分のですね、可能性を検討させていただいたところでございます。</p> <p>そういった中で、今までの議会の答弁の中でもですね、やはり村にとって住宅を建てるにしてもですね、村内の材料ですとか、あと村の業者様とかをですね、と一緒に住宅を建てられないかというようなこともございましたので、そういったことも含めて、今回の報告書の中でいろいろと検討をしたところでございます。</p> <p>そうしたときに、まずは、よくこの報告書の中の検討の中には、やはり建てて長いこと、長期間にわたって、一度建てる、やっぱりできるだけ長く使えるような住宅をとということで、基本なんかやはり、最初一般的な検討の中には、やはりRC構造、コンクリート構造の住宅でというようなところが結構多ございます。</p> <p>そういったところをですね、やっぱり村内はそういった住宅ではなく、やはり木材を使った住宅というのが、ほとんど村営住宅等造られておりますので、そういった木造でのですね、住宅で、実際にこの費用の縮減とか、そういったものができるのかどうかといったところを含めてですね、検討しているところでございます。</p> <p>この報告書のところでいきますと、その木造の部分で検討させていただいている報告書のページとしましては、ページの26ページ辺りが、そういう木造の建物です。</p> <p>これは、どのようなところを具体的にイメージして費用を出したかと言いますと、やっぱり小松団地のところに、木造で単身世帯をと。あと、単身用と世帯用といった形の住宅がございましたので、その実績の金額と別にですね、実際こういう建物を建てたときにPFIが成立するのかどうかといったところを、確認をしているところで</p>

そうしますと、27ページでございますけれども、この表で、従来方式というところと、あとPFI手法という表がございまして、そのこのところの一番下のところにですね、収支差し引きというのがございます。

こういうところで、どれだけ従来方法とPFIの手法で費用の圧縮ができるかといったところをですね、これ出させていただいているところでございますが、両方ともマイナスというような書き方になってはいますが、額として小さいほうが、少しバリューと言いますか、費用の圧縮ができているということでございまして、そういう結果を持って、そういうPFI手法を使うことで、少しは費用の圧縮はできるかなといったところは見えたところでございます。

ただ、その次のページ、28ページなんですけれども、やはり、最終的にこの費用のところ、こういう額で木造の住宅でPFIができますといったところ、今、これはあくまで計算上で出したものでございますので、そこが本来ちゃんと村の業者様ですとか、もし村の業者様がPFIのご経験が、今のところたぶんないかと思っておりますので、そうなりますと、やはり大手さんが入ってくるようなこととなります。

そうしたときに大手さんと、あと村の業者さんがJVというような形を組んで、それでPFIの住宅を建てようとするときに、やはり価格ですね。例えば、こちらのほうで算定した価格ですとか条件で、本当に住宅を建てて運営ができるのかといったところを、十分ヒアリングをやらないといけないといったところが、やはりどうしても出てくると思います。

今回の報告書の中では、そこまでの民間のヒアリングというところまではできていません。

ですから、これで本当にできるのか、あと村の業者様だけで、例えばこのPFI事業をやろうとすれば、やはり契約手法等もですね、ちょっとプロポーザル方式ですとか、要は技術提案みたいなのも出て来ますので、非常に契約的にもですね、やはり経験のある会社と組んでというようなことが、現実的なところかなといったところもございまして、そういった十分なヒアリングをやってですね、本当にできるかといったところが出てくればですね、このPFI手法での建設もできるんではなかろうかということでございます。

ただ、この28ページの下の方2行目等でございますけれども。

例えば、PFIをなぜ使うかと言いますと、普通の従来方法でいきますと、住宅を建てるときに、どんと大きな費用がかかるところが、PFIの事業ですと年ごとに、平均的にお金がかかる。トータルコストは同じかもしれませんが、年度ごとの支払いコストを少し平準化できるというようなところもメリットとしてございまして、そういったところがPFIの採用メリットという1つになるんですけど、そこが、もし起債とか、そういったものがまた活用できるといったところになるとですね、もしかすると、またこれも検討が必要ですけども、金利の差額とか、そういったところについてはですね、PFIよりも有利になるようなこともございます。

ですから、この今、27ページの従来方法とPFI手法との金額差、ここが実際そうやって起債のほうを活用することによって、あまりPFIのメリットがないというようなことになってくればですね、これは、今の現実、村の今までの住宅の建て方ですとか村独特のやっぱり、こういう雪の降るような場所での住宅は、どう建てるべきかというようなところは、やっぱり村内の業者様のほうが、十分お詳しいところもございまして。

ですから、そういう中で農林建設課、私のところの意見とさせていただければですね、まずは早急に住宅を建てるということであればですね、まずは、そういう起債などが活用できるのであればですね、そういったものを使わせていただきながら、住宅

	<p>を早期に建てるといったことを、先にできればというふうに思っているところでございます。</p> <p>ただ、今後住宅の規模ですとか、建てる場所ですとか、そういったもので、このPFI手法というのが、本当に有効になる場合もあると思いますので、そういったところについては、建設といったときにですね、もう一度こういう検討というのは、やっていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。</p>
委員長	2番 樋口委員
2番	<p>私は、徴求資料の、その前のですね、長寿命化計画、第2期についてご質問します。37ページですが、37ページに今後の事業計画案が載っています。</p> <p>新築整備、団地としてAとBがあつて、Aのほうが先に、今年度設計して、来年度8戸建設です。それからB団地、これは来年度設計して、令和7年度と、1年飛ばして令和9年度に建設するという計画でございますが。</p> <p>これの団地がAとBというふうに書かれてまして、具体的な地域の名前等が載ってませんが、もし候補地がですね、分かれば教えていただきたいというふうに思います。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>ちょっとここには、確かに候補地としてはAとBというような形でございますが、候補として考えておるところとしましては、Aにつきましては、今は小松団地がございまして、そのところのお隣と言いますか、そういったところの村有地を活用させていただけないかなというふうに考えているところでございます。</p> <p>Bにつきましては、旧宝珠山小学校跡、この具体の場所というところはあれなんですけど、そこのエリアを1つ考えて、建設ができないかといったところを検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。</p>
委員長	<p>ないようですから、これで質疑を終結いたします。</p> <p>引き続き、認定第2号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高橋委員</p>
6番	<p>ちょっと決算書と成果説明書見比べて、ちょっと成果説明書に記載がなくて決算書にはある部分を見てしまったので、ちょっとお尋ねしたいんですけども。</p> <p>決算書の99ページ、歳入のですね、7款1項2目公営企業会計適用債というのを組まれているんですけど、成果説明書にその起債がなかったもので、1,460万、当初予算で書かれていますが、この起債についての説明をお願いいたします。</p>
委員長	農林建設課長
農林建設課長	<p>この村債のところの公営企業会計適用債、これは水道の法適用の検討業務ですね、ここに係る費用ですね。</p> <p>すみません、成果説明の中にはちょっと、確かに、載せきれてなかったという形だけで、すみません。そういうことです。</p> <p>内容的には、水道の法適用に係る検討の業務の部分の費用になろうかと思えます。</p>
委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、ないようですから、これで質疑を終結いたします。</p>
散会	
委員長	<p>これをもちまして、本日の審査は終了します。</p> <p>14日は、午前9時30分から再開します。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p>

(15時08分)

東峰村議会決算審査特別委員会会議録

令和5年9月14日

(第 3 日)

東 峰 村 議 会

令和4年度 東峰村議会決算審査特別委員会議事日程

令和5年9月14日開議

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 認定第 1号 令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

開 会	
委員 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席委員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、13日に引き続き、決算審査特別委員会を開催します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
委員 長	議事日程は、お手元に配布のとおりです。
日程第1～ 日程第4	
委員 長	<p>日程第1 認定第1号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第4 認定第4号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までの総括質疑を行います。</p> <p>総括質疑につきましては、全体及び各課にまたがる質疑のみといたします。</p> <p>なお、各課における答弁で、回答が得られていない件についての質疑といたします。</p> <p>質疑の前に、昨日の答弁をいただいている分がありますし、徴求資料等の説明もありますので、それから先に行いたいと思います。</p> <p>総務企画課長</p>
総務企画課長	<p>昨日の部分につきまして、4点ほどございましたので、説明をさせていただきます。</p> <p>まず、成果説明書の17ページをお開きいただけますでしょうか。</p> <p>ここのですね、13款2項財産売払収入のところでございます。</p> <p>昨日、ちょっと内容につきまして、不動産売買収入392万6,930円となっておりますけれども、これは、正しくはですね、その上の段のですよね、立竹木売払収入でございます。</p> <p>内容としましては、林道城ヶ迫線のですよね、竹布川の村有林の3.5ha 皆伐しまして、これらの木材の売払収入でございましたので、修正方をよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>続きまして、2点目でございます。</p> <p>職員の時間外勤務手当の各課ごとの集計をとということで、皆様のお手元のほうにですね、A4の横で一覧表を付けさせていただきます。</p> <p>これにつきましてはですね、やはり令和3年、4年度はですね、保健福祉課辺りがコロナの関係で時間外が増えておりますし、あとはですね、4年度についてはふるさと推進課等もですね、BRT 関係等が増えたんではなかろうかと思っております。</p> <p>これらの時間外につきましても、ちょっと職員のですよね、意識の改革を図りまして、なるだけ時間外が減るように今後いたしてまいりたいと思います。</p> <p>3点目でございます。</p> <p>決算書の27ページにございます財産管理費、これらについてのですね、村が管理しております施設等をということでございまして、A4の3枚で作っております。電気代、水道代、ガス代、浄化槽の点検代、それと警備委託費、これらにつきましてはですね、この財産管理費の中からですね、管理しております施設の一覧をまとめさせていただきます。</p> <p>4点目でございます。</p> <p>国土強靱化地域計画書ということで、これにつきましてはですね、皆様のお手元に計画書をコピーしておりますので、これをお目通しいただければと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員 長	住民福祉課長
住民福祉課長	昨日の高橋議員並びに佐々木議員からの質問で、住民福祉課からの提出資料の①をお願ひしたいと思います。

	<p>固定資産税の次年度繰越金について、税額が変わらないのに件数が増えているのはどういった要因かというご質問でございました。</p> <p>そもそも開きが65件ありますが、これは、一番左側ですね、調定額から収入済額を差し引いて、そしてなおかつ、不納欠損を差し引いて出た件数となります。</p> <p>元々調定額の件数が既に差がありますので、一概にその年の、この差の要因を言うことはなかなかできませんけど、小口の滞納者が若干増えているということは言えると思います。</p> <p>なお、次年度繰越額ですね、額のほうですね、200万ぐらいあるんですが、約3分の2は固定した長期の滞納者で占められております。</p> <p>固定資産において、現状ですね、現在の現状を申しますと、本村だけではございませんが、全国的な傾向で高齢化によりまして、土地それから建物の所有者などの死亡で毎年相続が発生しております。</p> <p>相続人がですね、村外居住者がだんだん多くなってきておりまして、速やかな相続の登記が行われていないことが多くなっております。その他に、相続放棄や相続者間の複雑さから所有権の移転がスムーズに行っていない事案がですね、年々増加傾向にあります。</p> <p>本村でも平成22年の8月から令和5年の1月まで、死亡による相続人の代表届が255件ありましたが、まだその内で登記完了の未了がですね、まだ129件あるような状態でございます。</p> <p>その他にも固定資産の困難事案としましては、相続放棄が3件、それから、所有者の不明が4件、相続人の不選定が3件ほどあるような状態でございます。</p> <p>これらの状態で、問題点としましては、滞納額が毎年累積しまして、時効消滅による欠損処理となることか問題点となってきております。</p> <p>今後の方針としましてはですね、死亡届が出たら、問題ある場合は速やかに相続調査を行いまして、相続人の代表者届の提出を励行させたり、相続人代表者の提出がされておりましたも登記がされていない方につきましても、相続登記の義務化が来年の4月からなりますけれども、法律の改正などの周知をして、早期の登記の完了を促すような、そういう対策を行っていきたいと考えております。以上でございます。</p>
委員長	教育課長
教育課長	<p>2点ございます。</p> <p>まずは、決算書の75ページをお願いいたします。</p> <p>決算書75ページ、10款5項3目体育施設管理費の中の不用額の欄をご覧ください。</p> <p>不用額が106万5,572円となっております。こちらにつきまして、どのような要因によるものかというご質問と、今後の施設維持管理につきまして、それに関連してどのようなことが対策として考えられていくのかというような質問をいただいていたかと思えます。</p> <p>まず、不用額が、この金額発生いたしましたことにつきましては、確認いたしましたところ、主に光熱水費がですね、当初の予定しておりましたいろんな事業ですとか、そういった村民センターを使って行うようなスポーツ少年団も含めて、当初の見込みよりはやっぱり実績が少なかったことにより、水道代、電気代等が当初の見込みよりも少なくなったということが主な要因と考えられるところでございます。</p> <p>また修繕費につきましても、当初見込んでいた内容よりも修繕する箇所が少なくなりました。そういったことが、合わせまして、このような100万円以上の不用額が出たようなことになっております。</p> <p>これにつきましては、3月時点での補正で落とさなくてはいけない面もあるかもし</p>

	<p>れませんが、3月時点でもまだはっきりとした見通しが立たない状況もありましたので、このまま補正をせずにまいったような状況でございます。</p> <p>また、今後につきましては、伊藤議長おっしゃられましたとおり、LEDの電気の交換をしたりとか、あと冷風機を入れたりしたことにより電気代が安く、LEDを入れることによって電気代が安く抑えられる面もあるかとは思いますが、逆に冷風機を入れることで水道代が今までよりは上がったとかですね、そういったことも考えられますので、予算につきましては、もう少し精査が必要にはなっております。なるだけ早い時期に見通しを立てて、決算額に不用額を残さないようには、今後気を付けまいりたいと考えているところでございます。</p> <p>次に2点目ですが、お手元に教育課のほうの、昨日配布させていただきました補足資料としまして、地域学校協働活動本部事業費という資料がございます。その差し替え分の資料を配布させていただきました。</p> <p>昨日ですね、いくつか学校保健活動の部分の間違いで、鳥獣のわなかけとかいう表現をですね、ここに載せておりましたけど、鹿よけネット張りの作業のほうに差し替えさせていただいております。</p> <p>それから、こども館における子どもの見守りにつきましても、学校の働き方改革を踏まえた活動ではなく、学習支援活動及び体験活動のほうに修正をさせていただいて、差し替えの資料とさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。教育課からの説明は、以上でございます。</p>
委員長	<p>それでは、引き続き総括質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>8番 佐々木委員</p>
8番	<p>総括質疑ではありませんが、昨日の答弁の答えが出ないところで、私自身も語気を強めました、鉄板的な質問が出た場合は確実に答弁をいただくように、今後委員長のほうから申し入れをお願いしておきたいと思っております。以上です。</p>
委員長	<p>分かりました。委員長より後刻、担当課のほうに申し入れいたします。</p> <p>3番 佐々木委員</p>
3番	<p>昨日も一部申し上げましたけれども、補助金の関係です。</p> <p>いろんな団体あるいは行事等にですね、補助金を出しておりますけれども、この意見書にも書いてありましたが、補助効果を十分見極めながら、形式的でなく詳細な報告を取るなどして、きちんと実査して効率的な補助の徹底を期されたいというふうに書かれておりますけれども、例年これだからと言ってそのままじゃなくて、やっぱり報告が毎年あると思っておりますので、それをしっかり話をし、どのような効果があったのかとかですね、あるいは、もしかしたら補助金もこれだけじゃ足りないというようなこともあろうかと思っておりますので、しっかり各団体の方と話をしながら、次の年の補助金等々については決定をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>村長</p>
村長	<p>補助金に関してはですね、団体への補助金また事業への補助金、さまざまあるものでございます。</p> <p>団体への補助金については、やはり団体の育成という面もございまして、その対象団体のほうとですね、年間の事業計画等をしっかり打ち合わせと申しますか、協議をしながらですね。</p> <p>ただ、やみくもに新しい事業をしたいから増やしてくれという話も、なかなか難しゅうございますので、きっちり精査をしたうえでですね、補助金の金額等については決定していきたいというふうに思っております。</p> <p>事業に関する部分の補助金、これが非常に多岐にわたっている分でございますが、</p>

	これについては、申請をいただいた時点で、やはりどういう目的で、どういう目標、数値目標が出れば一番いいんですが、そういったものをしっかり提示をしていただいたうえで、しっかり事業効果があったかどうかの部分です、実績報告の中でも、目的、申請に合わせた、それに相対する形での実績報告を出していただいたうえで、その効果がどれほどであったかというのをきっちり見極める必要があるという部分については、これまでも課長会等でですね、議題になっている部分でございますので、先ほどご提案と申しますか、いただいた分については、しっかりそういった観点を持ちながらですね、今後執行していきたいというふうに思っているところでございます。
委員長	7番 大蔵委員
7番	成果説明書の29ページ、2款1項32目緊急経済対策地方創生臨時交付金。 毎年ですね、国から手厚い交付税措置が行われて、各課にわたって予算が執行されておるわけでございますけれども、手厚い財政措置の一方で使い方に問題があるんじゃないかなという意見も多数出ているところでございます。 東峰村において、これは今年だけじゃないですけど、何年か続きますけれども、この検証等々が行われてきたか、お聞きします。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	これらにつきましてはですね、まち・ひと・しごとと併せまして、外部検証委員会を設けておりますので、そこで年度ごとにですね、事業終了後の検証を行っておりますのでございます。
委員長	7番 大蔵委員
7番	課内での内部検証等々はあっていないんですかね。 あっているなら、それは毎年あっているのか、お聞きします。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	まず一次の検証としまして、課内で検証しまして、それを持ち寄って、今度は全体の課長会等で検証をいたします。 そして、それを2次評価、3次評価、最終評価が外部検証というような形で進めてまいっております。
委員長	7番 大蔵委員
7番	ちなみに、よそでは、これは必要ではなかったのではなかろうかということがありましたけれども、東峰村ではそういったことはなかったか、お聞きします。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	今までの外部検証の中ではですね、これは必要ではなかったというような評価はいただいておりません。
委員長	7番 大蔵委員
7番	これから先もですね、コロナに限らず、国から手厚い措置が出てくる可能性もありますね。そういった意味で優先順位と言いますかね、これだけはとか、何か今回は思うんですけど、金があるから、予算があるから、これは負担しないけど、しましたということもあるんじゃないかなと思うんですね。 だから、本当に村民が考える、やはりこういう予算を付けてくれたらありがたいなということ、ぜひとも今後とも頭の中に入れて予算組みをしていただきたいと思います。よろしくお祈りします。
委員長	6番 高橋委員
6番	3点ほど質問させていただきたいと思います。 まず1点目なんですけれども、先ほどお配りいただいた東峰村国土強靱化地域計画について、少しお尋ねしたいと思います。こちらも内容を確認するにせよ、各課にま

	<p>たがる事業になっておりますので。</p> <p>この計画自体は国のほうからの、おそらく市町村が策定するものになっているかと思えます。</p> <p>内容を見るかぎり、最近行われた緊急自然災害防止対策債の事業にかかわるものが多いのかなと思います。</p> <p>これに載っていることを対策債事業としてどんどん進めていくというか、この計画に上がっているものは他にも財源の手当てというか、国の国庫補助事業であったり県の補助事業というのがあるのかどうか、この計画は立てたけれども、なかなか財源がなければできないものが多いと思いますので、その辺の財源の手当て等の今後の流れというかですね、そういった部分の現状が分かれば、ご説明をお願いいたします。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>すべてにおいてというわけではございませんが、緊防債とかですね、そういったこれに関する財源の措置はされておりますけども、あれも期限が決まっておりますので、その後の見通しというのは、今の段階ではできておりませんが、そういったものを活用してですね、行っておるところではございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>せっかくこの計画を、国の法律なのか何なのかで立てている中で、立てろと言われたからには財源の当てがある程度あるのかなと思ってですね、なんかこの国の事業等で充てる部分というのが、実際のところあるのでしょうかということなんですけど、そこまで把握されていないということでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>この国土強靱化計画、立てつけ上はですね、実質的には村の総合計画の上位に位置付けられる計画という位置付けでございます。</p> <p>その中で、特に、国土を守るためのソフト事業が、ハードもございますけど、主なものになっておまして、この国土強靱化計画が補助を受けるための必須の計画となっているわけではないというのは、事実でございます。</p> <p>その中で、ここの中で謳った部分について、それぞれの事業分野でですね、先ほど申しました緊急自然災害対策防止事業債については、それぞれの個別の計画によりできるものでございますので、これについては、国の指針としては作成しなさいという話の中で、村として作成するものかどうかという部分については、ここ数年テーマではあったんですけど、やっぱり他の状況等も鑑みながら、やはり国土強靱化計画は作らなければいけないというところで、作ったというのが現実でございます。</p> <p>この中で、やっぱり皆さんと共有することですね、やはり必要な事業については、出てくるものであるというふうに認識しておりますので、率直に言って、これを作らなければ補助が貰えないというものは、ないというふうにご理解いただきたいと思えます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>2つ目の質問です。</p> <p>決算書の79ページ、14款1項1目予備費についてです。</p> <p>こちら3款1項7目、8目へ充用されております。これが確か工事請負費のほうだったと思うんですけども。</p> <p>今年度この予備費、充用された理由と、根本的に予備費自体は、特段利用するにあたって議会に掛ける必要はないというのは、もちろん存じ上げておりますけれども、やはり村の指針として、どういった場合に予備費を使わなければならないのか、本当に緊急に至る場合ということがありますので、その辺も加味したうえで、なぜ、この4年度使ったのかということと、今後の方針的な部分も併せてお聞きしたいと思いま</p>

	す。
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>まず、この予備費につきましては、当初予算等の段階では分かり得なかった部分が発生した場合に使うものでございます。</p> <p>4年度につきましては、障害福祉費、これらにつきましてはですね、当初の予定よりもちょっと増える見込みがございましたので、やむを得ずここに予備費を充当したわけでございます。</p> <p>8番のですね、保健福祉センターいずみ館でございますが、これは、内部の凍結等により、館の応急的な修理等が必要になりましたので、それらについて応急的にですね、予備費を充用させていただいたものでございます。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>予備費を使う際に、この2つの予算、決算出てますけれども、事業に対しては、例えば緊急的に補正を上げることができなかつたのか、あるいは専決で処分することができなかつたのか、そういった部分に関して、見解的に金額が少なかつたのか、予備費を使うときの最低限の何か考えというのはあるんでしょうか。</p>
委員長	村長
村長	<p>予備費の充用については、基本的には、先ほど議員さん申されましたとおり、臨時議会を開くかどうか、専決をするかどうかというところではございますが、結構、緊急的な応急処置とか事業費に対する部分がこれまでも結構多ございました。</p> <p>その部分で、専決というのは、基本的には極力抑制的でなければならないというところ、また、予備費の充用については、会計法上等でもですね、認められた部分でございますので、どちらをするかで、補正予算の対応をするか、そこをですね、庁内と言いますか、協議したうえで、緊急措置的な部分については、予備費使うのもやむなしという判断をしたということで、基本的にはやはり補正予算等で対応するべきものであるというところは、基本的なスタンスとしてはですね、抑えているところでございます。</p> <p>それでもやはり事業の運営、いずみ館については、やはり閉館しなければいけないという状況の中で、やっぱり緊急的に必要、そういった部分でですね、対応させていただいたというところで、ご理解いただきたいというふうに思っております。</p>
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>本当は昨日聞ければよかったんでしょうけど。</p> <p>もう1点は扶助費に係る部分だと思います。19節に充用されてますので、先ほどの障害者福祉の部分だったんですけども。</p> <p>扶助費に係る部分で予備費というのも、想定ができなかつた話なのかなということになってしまうので、緊急的にその扶助費が発生するというのが、ちょっとなかなか想像できないので、もし分かる範囲でご説明をいただければと思います。</p>
委員長	村長
村長	<p>ちょっと答弁のほうが正確であるかどうかというのは、ちょっとご容赦いただきたいんですが。</p> <p>この予備費の扶助費の協議があつたときに、緊急的に一時的な費用が必要であつた。それが予算が足りないという部分で、決済としては、村長決済の案件になります。</p> <p>その中で、これについては、やっぱりきっちり、その予備費を使うのではなくてきちんと予算措置をとるという協議をしたところの記憶まではございますんですけど。</p> <p>その中で、やはりどうしても予算執行上間に合わないということで、予備費の充用をしたというところの記憶でございます。</p> <p>ちょっとはつきりとは申しませんが、そういったいきさつがあつたというところ</p>

	でご容赦いただきたいと思います。
委員長	6番 高橋委員
6番	<p>年間計画上分かることと分からないことという区別を、ぜひとも取り扱いについてお願いしたいなと思います。</p> <p>3点目、最後です。</p> <p>先ほども電気代の話等もあったんですけども、この近年電気代、光熱費の高騰が進んでおります。やはりもちろん工業的施設に関して、電気代をどう抑えていくかというの、今後の課題ではあると思うんですけども。</p> <p>数年前にウエストホールディングスさんですかね、LED化を庁内等かなりの村有施設に、電灯をLED化していった経緯があるかと思います。</p> <p>大体のところ、まだLED化が進んでない施設があったりするののかというのと、もう1つは指定管理施設ですね、指定管理施設がやはりまだまだ蛍光灯であったりするので、施設の運営管理者にとっては、かなり光熱費の圧縮というのを、いつも念頭に入れて、第3電力に契約されたりとか、いろんな工夫をされているというのをお聞きしております。</p> <p>村としても、そういったところの村内の村有施設のLED化というのを進めていくことで、費用の圧縮であったり、その指定管理施設の安定的な経営にも繋がっていくのかなと思いますが、現状のところ光熱費の圧縮をするような何か取り組みであったり考えというのは、令和4年度だんだん光熱費がどの施設も上がってきている中での考えとしてあるんでしょうか。質問です。</p>
委員長	総務企画課長
総務企画課長	<p>確かに議員さんおっしゃられるように、電気代をいかに抑えていくかということで、実際、現在やっておりますのは防犯灯関係ですね。防犯灯の関係は、もう故障なりしましたら、すべてLED化して、その辺を抑えていこうという動きはしております。</p> <p>ただし、先ほどおっしゃられた指定管理施設等そういった施設につきましては、今のところやっておりませんが、次年度以降ですね、その辺を計画的にやはり更新していくようなですね、ことは考えていきたいと思っております。以上でございます。</p>
委員長	村長
村長	<p>ちょっと補足というわけではございませんが。</p> <p>先ほど議員さんから質問のありました、ウエストホールディングスさんのLED化の部分、これは、確か平成27年から10年間の部分で、今、委託料という形でお支払いをしているところで、5年なんで、あと2年か3年ですかね、なったら村のほうに無償譲渡されるという形で、そしたらLEDの恩恵を十分受けることができるというところでございます。</p> <p>指定管理施設については、伝統産業会館のほう展览展示棟のLED化等を、確か昨年されたというふうに思っております。あとの施設については、道の駅については、民間の電気会社に委託をしたところ、非常にこのエネルギー高騰の中で電気代のほうが逆に高くなっているということで、ちょっと苦労されているということも聞いております。</p> <p>村もですね、1回ちょっと民間の電気会社のほうに契約を変えたところではございましたが、ちょっといきさつがあって、また九電のほうに戻してやっているということで、これについては、結果論ではございますけど、九電のほうに戻したことで、今の安定供給ができていているという事実はあるところなんです。</p> <p>照明のLED化については、もう白熱球、水銀灯、そういった電気がですね、効率に供給ができないという中で、やはり将来的な計画の中で、それぞれの施設について</p>

	<p>また協議を行いながら、順次交換をしていきたいというふうに思っておりますが、村の施設についても、会議室の中で使用頻度が低い部屋とかについてはですね、LED化されていないという、この議場もそうですけど、されていないという現状がございますので、あれだLED化されているんですよ。だから順次交換した部分はですね、LED化しておりますので、そういったところについては、方針はですね、ある程度指針を示した上で取り組んでいきたいというふうに思っております。</p>
委員長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 認定第1号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 認定第1号「令和4年度東峰村一般会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮り します。 本案を認定することに賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。</p>
委員長	<p>日程第2 認定第2号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について」の討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 認定第2号「令和4年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につい て」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。</p>
委員長	<p>日程第3 認定第3号「令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について」 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 認定第3号「令和4年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて」を、お諮りします。 本案を認定することに賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。</p>
委員長	<p>日程第4 認定第4号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 認定について」 討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>

委員長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>認定第4号「令和4年度東峰村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を、お諮りします。</p> <p>本案を認定することに賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
委員長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり認定するものと決定しました。</p>
閉会	
委員長	<p>以上で、本決算審査特別委員会に付託されました案件の審査が終了いたしました。</p> <p>これを持ちまして、決算審査特別委員会を閉会したいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>本委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
委員長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>皆様のご協力によりまして、付託されました案件の審査が無事終了いたしました。</p> <p>厚くお礼申し上げます。</p> <p>これを持ちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p> <p>次は本会議でございますので、10時25分まで休憩いたします。</p> <p style="text-align: right;">(10時10分)</p>
	<p style="text-align: center;">上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。</p> <p style="text-align: center;">委員長</p>